

〔共同研究〕

頼瑜撰『真俗雜記問答鈔』訳注（二） 卷第二ノ一

『真俗雜記問答鈔』訳注研究会

はじめに

『真俗雜記問答鈔』は、新義真言教学の祖と称される中性院俊音房頼瑜僧正（一二二六～一三〇四）（以下、頼瑜）が、その時々書き溜めた記事を集成した書物である。その条目は一三二〇余项にのぼり、書名の如く真言密教や仏教諸宗派に関わる事項はもとより、頼瑜自身の夢記や和歌、さらには公家の修法や諸家との手紙、和歌論や世典に関する記事など、その内容は多彩である。一人の真言僧侶による教理的著作の域を超え、中世に生きた頼瑜の人物像、さらには当時の宗教文化や社会状況までも窺い知ることができる貴重な資料である。

本書は古来より三〇巻・二四巻・一一巻など種々の説があり、また写本によって巻順の移動や内容の増減が著しい。本書はすでに『真言宗全書』第三七巻にて、「高野山南院松永有見師藏写本」を底本とし、二七巻本の体裁をもって活字化されている。しかし、底本・対校本二本ともに欠巻があり、編者自身の言葉で「後に多数の写本を用いて完璧を期すべき」とされるように、校訂テキストとして未だ不十分といえよう。そこで本研究会は諸写本を聚集し、そのなかで巻数の揃った最も古い写本である「智積院新文庫藏本」を底本に定め、順次校訂本文の作成と訳注研究を進めている。新文庫本は寛永十六年（一六三九）、深識

を始めとする十五名により書写され、智積院第四世元寿（一五七五—一六四八）の蔵書となつて今日まで伝えられている。また新文庫本は、種智院大学本、惟圭範海本、東大寺図書館本、成田山仏教図書館本、大谷大学本、智山書庫本（慈忍本）、智山書庫本（海応本）、そして真言宗全書底本の松永有見師蔵本など、多くの写本の祖本に位置する重要な写本である。

なお、新文庫本の書誌的事項や諸写本との関係の詳細については、高橋秀城「智積院蔵『真俗雜記問答鈔』について」（『智山学報』五四・二〇〇五年）、同「頼瑜撰『真俗雜記問答抄』諸本概略」（大正大学綜合佛敎研究所『真俗雜記問答鈔』の翻刻・校訂研究会編『頼瑜撰』『真俗雜記問答鈔』の研究）ノンブル社・二〇一二年）を参照されたい。

今回報告するのは、新文庫蔵本全二十五冊のうち、整理番号・新文庫三一—四—（二五—一）に相当する一冊の前半部分（一丁表—一丁裏）である。本書の外題には「真俗雜記卷二」、内題には「真俗雜記鈔第二」とあることから、本書を「卷第二」と定め、今回報告する箇所を仮に「卷第二ノ一」とした。

凡例

一、本稿は、頼瑜撰『真俗雜記問答鈔』の【本文】に校訂を加え、条目ごとに【校勘】【訓読】【注釈】【解説】を施したものである。

二、【本文】は、智積院新文庫蔵本（寛永十六年（一六三九）写）を底本とし、次の諸本により校勘を施した校訂本文である。諸本に付された返点と送り仮名をもとに、返点と句読点を補い、文意に応じて適宜改行した。

三、【校勘】には、本文に対する諸本の差異を示した。また本文の表記が底本に依らない場合は、その根拠を記した。校合に用いた諸本の略号と該当箇所は次の通り。なお諸本に記された補入符や傍注による本文補訂は、(底補)(種注)のように示した。

- ⑥ 智積院新文庫蔵『真俗雑記』(新文庫三一一四—二五一一)・一丁表—二丁裏
- ⑦ 智積院大学蔵『真俗雑記問答抄』元自卷至五(二六丁表—二五丁表)
- ⑧ 内閣文庫蔵『真俗雑記鈔』(乾)(第二一一函第一七三号・一丁表—二丁裏)(大正大学総合佛教学研究『真俗雑記鈔』の翻刻・校訂研究会編『頼瑜撰』『真俗雑記問答鈔』の研究)ノンブル社・二〇一二年、一九—三三頁)
- ⑨ 東大寺図書館蔵『真俗雑記』一二三(一二丁表—一九丁裏)
- ⑩ 智積院智山書庫蔵『真俗雑記』一二三(慈忍本)(智山書庫二七—四六—二—(十二—二)・二八丁表—三九丁表)
- ⑪ 智積院智山書庫蔵『真俗雑記』(海応本)(智山書庫六—十四—十六—(七—二)・五丁表)
- ⑫ 智積院大学密教資料研究所長谷文庫蔵『真俗雑記』第二第二第三(二五丁表—三三丁裏)(『智積院大学密教資料研究所紀要』第九号・二〇〇七)(真)対校本①本と同本)
- ⑬ 『真言宗全書』所収『真俗雑記問答鈔』第十五(高野山南院松永有見師蔵写本)(『真言宗全書』三七・二七〇頁上—二七六頁下)

また(真)に付記される次の校訂本の校異についても、底本と比較して差異を示した。

- ⑭ ロ本(高野山正智院蔵写本)

四、【本文】の条目ごとに適宜に題名を付け、通番号を付した。巻第二ノ一に収録される条目は次の通り。

六、無量寿事 七、無等等事 八、怨事 九、三諦事

一〇、作文事 一一、詠歌事 一二、連句事 一三、連歌事

一四、願文事 一五、雜書曆事 一六、消息事

五、【本文】の校訂に際しては、いわゆる異体字の類もふくめて、原則として通行の字体に改めた。また略字なども本来の字体に改めた（例・マカビルサナ↓摩訶毘盧遮那、介↓金剛、圣↓経、并↓菩薩）。また踊り字も元の字体に改めた。なお中略を意味する〇は、そのまま示した。以下の場合には、次のように表記した。虫損・破損：☒、判読不能：□、墨消し：■、見消ち：☒。

六、【訓読】は、通読の便を考慮し、文意に応じて適宜改行し、段落を設けた。句読点を施し、漢字は原則として通行の字体を用い、送り仮名は歴史的仮名遣いとした。また校訂者による振り仮名も、歴史的仮名遣いで表記した。なお傍注は（〜）に、割注は「」に記した。また書名は原則として『』で囲った。

七、【注釈】における主要引用文献の略号は次の通り。

『大正新修大蔵経』↓大正、『卍統蔵経』↓卍統、『大日本仏教全書』↓大日、『弘法大師全集』↓弘全、『定本弘法大師全集』↓定弘、『智山全書』↓智全、『天台宗全書』↓天台、『新訂増補国史大系』↓大系、『群書類従』↓群書、『日本古典文学大系』↓日古、『新日本古典文学大系』↓新古、『日本歌学大系』↓日歌。

八、主要参考文献は次の通り。以下の記述に依るものは、特にその典拠を提示しなかった。

小松茂美『手紙の歴史』（岩波書店・一九七六年）、橋本義彦『平安貴族社会の研究』吉川弘文館・一九八一年、曾我良成「官務家成立の歴史的背景」『史学雑誌』九二―三・一九八三年、大野進他編

『岩波古語辞典』岩波書店・一九九〇年、下中弘編『日本史大事典』平凡社・一九九三年、古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』角川学芸出版・一九九四年、永原慶二監修『岩波日本史辞典』岩波書店・一九九九年。

九、本稿の執筆担当は次の通り。各担当箇所【解説】末尾の（ ）内に執筆者名を記した。

小宮俊海（代表・大正大学総合仏教研究所研究員）

高橋秀城（大正大学非常勤講師）・小林崇仁（大正大学非常勤講師）

寺山賢照（大正大学総合仏教研究所研究員）・増山賢俊（大正大学総合仏教研究所研究員）

別所弘淳（大正大学総合仏教研究所研究生）・中村賢識（大正大学総合仏教研究所研究生）

訳注研究

六、無量寿事

【本文】

漂師云、或有^①衆生、聞^②説便發誓願。欲^③生而逢^④惡友、広作^⑤諸惡。命欲^⑥終時、不^⑦遇^⑧善友、不^⑨能^⑩念^⑪仏。雖^⑫不^⑬即^⑭生、是^⑮遠^⑯生^⑰因^⑱。

往生礼讚云、又如^①無量寿経云。若我成^②仏、十方衆生、称^③我名号^④、唯至^⑤十声^⑥、若不^⑦生者不^⑧取^⑨正覚。彼^⑩仏今現在成^⑪仏。当^⑫知、本誓^⑬重願不^⑭虚。衆生称念^⑮必得^⑯往生^⑰。

大日経第一云、西^①無量寿^②是名^③無量寿^④。

同疏第三云、又於「西方」觀「無量壽」、此是如來方便智。以「衆生界無尽」故、諸仏大悲方便亦無「終尽」、故名「無量壽」^一文。

【校勘】

〔種海〕には該当箇所なし。

(1) 瀑…真真俗雜記問答鈔第十五 真俗雜記問
答抄第二 瀑。

(2) 便…長般若。

(3) 而…長彼而。

(4) 生…底慈眞なし、(東)長生、(慈補)生イ、(東)長

(慈補)により改む。

(5) 云…慈補文イ云、(長)文云。

(6) 又…長なし。

(7) 寿…慈なし。

(8) 今…東令。

(9) 成…東なし。

(10) 本…慈長なし。

(11) 重願…長願重。

(12) 往…慈なし。

(13) 無…慈補方イ無。

(14) 文…長仏文。

(15) 三…慈四、(慈注)三イ、(真注)四二十一丁。

(16) 又…長なし。

(17) 以…慈注為。

【訓読】

瀑師^{〔一〕}に云く、或いは衆生有りて、説を聞き便ち誓願を發す。生ぜんとするに悪友に逢ひ、広く諸悪を作す。命終らんと欲する時、善友に遇はず、念仏すること能はず。即生せずと雖も、是れ遠生の因なりと^{〔文〕}。

『往生礼讃』^②に云く、又た『無量寿経』^③に云ふが如し。若し我れ成仏せんに、十方の衆生、我が名号を称せんこと、唯だ十声に至りて、若し生ぜざれば正覚を取らじ。彼の仏今現に在して成仏したまへり。当に知るべし、本誓重願虚しからず。衆生称念すれば必ず往生を得んと^{文リ}。

『大日経』^④第一に云く、西の無量寿はれを無量寿と名づく^{文リ}。

『同疏』^⑤第三に云く、又た西方に於て無量寿を觀ぜよ、此れは是れ如来の方便智なり。衆生界無尽なるを以ての故に、諸仏の大悲方便も亦た終尽無し、故に無量寿と名づく^{文リ}。

【注釈】

(1) 瀑師・璟興(く六八一く)のこと。七世紀頃の新羅で活躍した法相宗の学僧。本条では、著書の『無量寿経連義述文贊』(大正三七・一五二頁上)から、「或有衆生、聞説便發誓願。欲生而逢惡友、広作諸惡。命欲終時、不遇善友、不能念仏。雖不即生、是遠生因」の部分そのまま引用している。『無量寿経連義述文贊』は康僧鑑訳『仏説無量寿経』の詳細な注釈書であり、淨影寺慧遠(三三四く四一六)や元暁(六一七く六八六)等の諸師の釈義を連ねて、経の文意を述べ賛じたものである。

(2) 『往生礼讃』…善導集記『往生礼讃偈』を指す。『往生礼讃偈』は、淨土往生のための日常六時に行なう行儀作法を述べたものである。本条では、『往生礼讃偈』(大正四七・四四七頁下)より「又如無量経云。若我成仏、十方衆生、称我名号、下至十声、若不生者不取正覚。彼仏今現在世成仏。当知本誓重願不虚。衆生称念必得往生」を引用している。『往生礼讃偈』と本条を比較すると「下至十声」を「唯至十声」に、「彼仏今現在世成仏」を「彼仏今現在成仏」と言い

換えている。

(3) 無量寿経・康僧鎧訳『仏説無量寿経』のこと。釈尊が王舎城の耆闍崛の中で比丘と大乘の教えを求める菩薩達に対して説いた教えで、無量寿仏およびその仏国土、仏国土に生れる衆生について説く。本条の『無量寿経』に云ふが如し」とは、「設我得_レ仏、十方衆生、聞_レ我名号、係_レ念我国、殖_レ諸徳本、至心廻向欲_レ生_レ我国、不_レ果遂_レ者不_レ取_レ正覚」(大正一二・二六八頁中)を指すのではないか。

(4) 『大日経』…訳者善無畏口説・一行筆記『大毘盧遮那成仏神変加持経』「入曼荼羅具縁真言品」(大正一八・五頁上)に「西方仁勝者 是名_二無量寿_一」とあり、西方の仁勝者を無量寿と名づけるとしている。

(5) 無量寿…阿弥陀如来のこと。阿弥陀の原意は、無量寿のサンスクリット語、Amitāyusと無量光のサンスクリット語、Amitābhaとされ、yus・bhaを略してAmitāのみに行うことにより、光寿の二徳を表すとされる。この仏の利益は横(空間的)に返際なきを無量寿光といい、豎(時間的)に尽きる時期がないことを無量寿と呼ぶ。また、阿弥陀はAmrita(甘露)を含意しており、不死の妙薬として無量寿と名づく_二とされる_一。

(6) 『疏』…善無畏口説・一行筆記『大毘盧遮那成仏経疏』のこと。『大日経』七巻中、初めの六巻三一品について善無畏が翻訳した後、講義したのを一行が筆受し、更に自身の意見を加えて注釈したものの。本条では、『大日経疏』「入曼荼羅具縁真言品」(大正三九・六二二頁下)の造壇の事法に関する箇所から「又於_二西方_一觀_二無量寿仏_一、此是如来方便智。以_二衆生界無尽_一故、諸仏大悲方便亦無_二終尽_一、故名無量寿」を引用している。本条と比較すると、「無量寿仏」が「無量寿」となっている他

にほとんど違いは見られない。また、本条では卷三より引用したとしているが、卷四の誤記である。(7) 方便智…後得智の異名で、究極の真理を悟った根本智より後で得られる智。衆生を導く為に種々の方便をめぐらせて世間にはたらく智慧のこと。他人を教化して利益を得る大悲化他の智で、本条では無量寿仏の智を方便智と述べている。

【解説】

第六ノ九条は、『真言宗全書』本を除き内題より前に記され、種智院大学本や海応本には見当たらない。序文のような扱いと見てとれないことも無いが、本条の位置づけは不明である。しかし、その内容を見ると諸経論を引用した資料集として見る事ができる。そのため、四つの事柄について述べている点から、仮題として六条「無量寿事」、七条「無等等事」、八条「怨事」、九条「三諦事」と条目をつけて分割した。本条では、『無量寿経連義述文賛』、『往生礼讃偈』を引用して顕教の無量寿如来について述べ、次に『大日経』、『大日経疏』を引用して密教における無量寿如来について述べている。

(増山賢俊)

七、無等等事

【本文】

心経、^①は無等等呪配^②密藏之終^③歟。

疏第五云、若見諦阿闍梨、則是住^④於金剛薩埵心^⑤、所謂無等等菩提心也^⑥。

同鈔第五云、疏所謂無等等菩提心者、謂阿闍梨觀「自身」是執金剛。由「作」金剛薩埵加持「故」自心即同「金剛薩埵心」。金剛薩埵心即無等等菩提心。言「無等等」者謂凡夫「二乘不能」等故名爲「無等」。今阿闍梨心与「彼等故名」無等等。又上疏云、一切法中無「可」譬喻「名爲」無等。亦無「過上」名「無等等」。故云「所謂無等等菩提心」也。

【校勘】

種海には該当箇所なし。

- (1) 是…長秘鍵。
- (2) 密…長真言秘。
- (3) 之終歟…長可思之也。
- (4) 阿闍梨…底慈アサリ、長阿舍梨、東真により改む。以下、示さず。
- (5) 薩埵…底東サタ、慈長真により改む。以下、示さず。
- (6) 無…慈なし、慈補無イ。
- (7) 鈔…長抄。
- (8) 者…底欠、東慈長により補う。
- (9) 加持…慈長なし。
- (10) 金剛薩埵心…底東金剛サタ心、慈長なし、
- (11) 等…東なし、慈二。真により改む。
- (12) 夫…底史、東慈長真により改む。
- (13) 名…東慈長真各。
- (14) 今…慈長等。
- (15) 与…底東慈長与、真歟。
- (16) 等…長等文。
- (17) 上疏…真上意、長疏。
- (18) 可…慈長真所。
- (19) 名…底慈真なし、慈補名イ、東慈補長により補う。

【訓読】

『心経』、是无等等呪を密藏の終わりに配す歟。

『疏』第五に云く、若し見諦阿闍梨ならば、則ち是れ金剛薩埵の心に住するなり、所謂ゆる無等等の菩提心なりと文り。

『同鈔』第五に云く、『疏』の所謂ゆる無等等菩提心とは、謂く阿闍梨自身を觀ずれば是れ執金剛なり。金剛薩埵の加持を作すに由るが故に自心即ち金剛薩埵の心に同じ。金剛薩埵の心即ち無等等の菩提心なり。無等等と言ふは謂く凡夫二乗等しきこと能はざるが故に名づけて無等と為す。今阿闍梨の心と彼と等しきが故に無等等と名づく。又た上の疏の云く、一切法中に譬喩すべき無きを名づけて無等と為す。亦た過上無きを無等等と名づく。故に所謂ゆる無等等菩提心と云ふなりと文り。

【注釈】

(1) 『心経』…『般若波羅蜜多心経』のこと。『般若心経』は多くの漢訳があるが、空海は『般若心経秘鍵』（弘全一）において、鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜大明呪経』（大正八）、玄奘訳『般若波羅蜜多心経』（大正八）、義浄訳『仏説般若波羅蜜多心経』（現存せず）、法月（重）訳『普遍智藏般若波羅蜜多心経』（大正八）、般若・利言等訳『般若波羅蜜多心経』（大正八）、『陀羅尼集経』三中「般若波羅蜜多大心経」（大正一八・八〇四頁下）八一二頁中、を比較したと述べている。そして、『般若心経』を人法總通分、分別諸乗分、行人得益分、總持明分、秘藏真言分の五つに分けて解説している（弘全一・五六〇頁）。そのうち總持明分に配当される部分が「故知、般若波羅蜜多、是大神呪、是大明呪は無上呪、是无等等呪。能除一切苦。真実不虚」（大正八・八四八頁下）で

ある。空海は羅什訳を底本としたとしているが、一般的に玄奘訳に近いとされておき、ここでは玄奘訳を典拠として挙げる。この問題に関しては、大澤聖寛『空海思想の研究』（山喜房仏書林・二〇一三年）に詳しい。「是大神呪」を声聞の真言、「是大明呪」を縁覚の真言、「は無上呪」を大乘の真言、「は無等等呪」は密教の真言であると論じ、無比の真言である無等等呪を密教に配当している。

(2) 『疏』…『大日経疏』「入曼荼羅具縁真言品」（大正三九・六三〇頁上）の入壇作法の箇所より「若見諦阿闍梨、則是住於金剛薩埵心、所謂無等等菩提心也」をそのまま引用しており、十地の位を得た阿闍梨である見諦阿闍梨ならば、無等等菩提心である金剛薩埵の心に住すことができると述べている。

(3) 見諦阿闍梨…十地の位を得た阿闍梨のこと。深密阿闍梨或いは十地深行阿闍梨ともいう。煩惱に汚されていぬ無漏智が現前し、心が生れる辺際も心が滅する辺際も知る事ができないことから、心は本来不生であるという本不生の理法を理解し、よく自身の源底を証悟した阿闍梨の事をいう。なお、十地を得ていない阿闍梨を見諦阿闍梨に対し、未見諦阿闍梨という。

(4) 『同鈔』…覚苑撰『大日経義积演密鈔』のこと。一行記『大日経義积』の注釈書。中国遼代に活躍した総秘大師覚苑（一〇三三〜一〇七七）が、一〇七七年に勅命で撰述した。本条では、『大日経義积演密鈔』（正統二三・五八一頁下）より「疏所謂無等等菩提心者、謂阿闍梨觀自身是執金剛。由作金剛薩埵加行故自心即同金剛薩埵心。金剛薩埵心即是無等等菩提心、言無等等者謂凡夫二乘不能等故名爲無等等、今阿闍梨心而與彼等故名無等等」。又上疏云、一切法中無可譬喩一名爲無等。亦無過上一名無等等。故云所謂無等等菩提心也」を引用している。「作金剛

薩埵「加行」の部分为本条では、「作_二金剛薩埵加持_一」となり、「金剛薩埵心即是無等等菩提心」の「是」が抜け本条では「金剛薩埵心即金剛薩埵心」となっている。また、本条では「今阿闍梨心而与_レ彼大意」の「而」が抜けている。大意に違いは見られない。

(5) 執金剛・金剛手の異名で、『大日經』説法会座に列した大日如来の眷属。

(6) 加持・本条では衆生から仏に対する加持は説かれておらず、この段階では、如来（本条では金剛薩埵）の不可思議力で加護されることを意味する。

【解説】

空海は『般若心経秘鍵』にて、『般若心経』の「是无等等呪」を、密教の真言に配当している。本条では『大日経疏』と『大日経義积演密鈔』より、無等等菩提心について述べた箇所を引用している。

（増山賢俊）

八、怨事

【本文】

大疏第七云、毘尼中仏説、以_レ怨報_②、怨怨終不_レ絶、唯有_④無_レ怨、怨乃息_①耳_文。

【校勘】

④海には該当箇所なし。

(1) 第七…(真注)十七丁。

(2) 報怨…(底)なし、(東)□□、(慈)長(真)により補う。

(3) 怨終…(東)慈(長)終、(真)なし。

(4) 有無…(真)無有。

【訓読】

『大疏』第七に云く、毘尼の中に仏説きたまわく、怨を以て怨に報ゆれば怨終に絶えず、唯だ怨無くんば、怨は乃ち息むこと有るのみと文り。

【注釈】

(1) 『大疏』…『大日経疏』「入曼荼羅具縁真言品」(大正三九・六五三頁中) よりそのまま引用されている。この部分は『長寿王経』(大正三・三八六頁上)において、長寿天が太子長生に対する警語の取意の文である。

(2) 毘尼…毘尼とはサンスクリット語の vinaya の音写で、経・律・論のうち律のことを指す。「毘尼の中に」とあるが、仏陀耶舎・竺仏念等訳『四分律』「拘睺弥捷度」(大正二二・八八一頁上)に、「怨無_レ輕重、皆不_レ足_レ報、以_レ怨報_レ怨怨終不_レ除、唯有_レ無_レ怨而除_レ怨耳」を指していると考えられる。

【解説】

本条の引用箇所は、『大疏』で三十七字門を説くうち、拏字門の解説に記された一文である。ここでは、『四分律』より怨の連鎖と終息を説く箇所を引用している。
(増山賢俊)

九、三諦事

【本文】

又云、以^①觀心^②為^レ因、三密為^レ縁、普門海会現前不^レ謬故、名為^レ有。以^③種種門^④推求都不可得。是名為^レ空。此有此空、皆不^レ出^⑤法界^⑥故、説為^レ中。三諦不同而同、不異而異。一切方便乘人不^レ能^⑦思議^⑧文。

【校勘】

④種海には該当箇所なし。

(1) 又…口第七之二十七丁。

(2) 以…底(東)なし、(慈)(長)(真)により補う。

(3) 都…(東)却。

(4) 此空…(慈)なし。

(5) 不…底(東)なし、(慈)(長)(真)により補う。

【訓読】

又た云く、観心^①を以て因と為し、三密^②を縁と為し、普門海会現前して謬らざるが故に、名づけて有と為す。種種門^③を以て推求するに都て不可得なり。是れを名づけて空と為す。此の有と此の空、皆な法界を出でざるが故に、説きて中と為す。三諦^④は不同にして同、不異にして異なり。一切の方便乗の人^⑤は思議^⑥すること能はずと^⑦文。

【注釈】

(1) 又た云く…本条は、『大日経疏』「入曼荼羅具縁真言品」(大正三九・六五六頁下)より「三十七字

門」の三諦について述べた箇所を引用している。

(2) 三密・心口意の三密のこと。人間の身体活動、言語活動、精神活動をそれぞれ心口意の三業と呼ぶが、真言密教においては、仏の立場から見た時にそれらを三密とする。

(3) 不可得・いくらかとめても認知不能なこと。

(4) 三諦・空・仮・中の三つの真理。ここでは仮諦の事を有諦と述べている。

(5) 方便乗・真実に導く為に仮に手立てとして設けた教え。

【解説】

本条では、『大日経疏』「入曼荼羅具縁真言品」における「三十七字門」の三諦について述べた箇所を引用している。ここでは、観心を因とし、三密を縁として、普門の海会が現前して誤らないが故に有といい、三十七字門の種種門が不可得であるということをや空といい、この有と空が法界を出ないことから中という。その三諦が不同不異である平等性を説いた箇所を取り上げている。

(増山賢俊)

一〇、作文事

【本文】

真俗雜記鈔第二^①

作文事^②

一 探韻詩事⁽³⁾

探韻詩有二樣。句題之探韻、勒韻之探韻是也。先句題之探韻者、案以寄探韻、故云然云。次勒韻、探韻、勒韻。孔子賦所之也。常無題之詩也云。又適題詩雖有勒韻之事、頗以稀事也。

二 付韻事⁽²³⁾

付韻者、定韻作是也。假令月詩以秋為韻等也。題中韻、并便字等、猶是付韻之時事也。至探韻之時、若題中之字雖有作事、題中韻不可書。只探得何字可書云。

三 詩端書注事⁽³³⁾

先句題之探韻端書、題下各分一字詩可書云。次勒韻之注、勒可書也。若探韻之時、勒字傍探得何字可書也。又題中韻之注無韻書也。常事也。又便字之注、使用何字書也云。又無題詩、勒韻之外書注云。

四 交韻詩事⁽⁴⁶⁾

假令入何韻作詩之時、當韻之上下韻字、此韻字声相似字取作加也。若上韻取時、發句二字用之。交韻之詩、必連韻作之故也。若下韻取時、落句一字用之云。

五 贈答詩事⁽⁵⁷⁾

凡贈答之詩、有增加韻事。假令增絕句為四韻、增四韻為六韻、增六韻為八韻、增八韻為十韻。如此等例恒事也。但增十韻為十二韻之例少。又稀雖有之、頗依有別樣常不作之。

十二韻之詩、有二木護病生。此病甚大事也。習伝之人、頗稀也云。仍中々雖有十六韻・二十韻之詩、

無十二韻之詩云。

六 詩清書事⁽⁷²⁾

凡詩歌、一紙書之。又詩之端書、何字可書無定事。只初行書之。餘字引下二行書之。又一行雖有

書事、兩行頗常事也⁽⁸¹⁾云。江家以餘字、初行同長書⁽⁸²⁾之。家之習也⁽⁸³⁾云。

常書樣。

某日同賦其題名分⁽⁸⁶⁾。

一字詩探得何字。

或一首。

絕句之詩三行三字書⁽⁹⁰⁾之。四韻之詩六行三字常事也。若平出闕字有時、必非六行三字⁽⁹¹⁾。只可隨被書也⁽⁹²⁾云。

云。

七書名事⁽⁹⁶⁾

暫付僧中、凡僧某可書⁽⁹⁷⁾。僧綱之後、先書官、次書名⁽⁹⁸⁾云。凡貴人之御前、名黑可書⁽⁹⁹⁾。是故實也⁽¹⁰⁰⁾云。

和歌。

八讀名事⁽¹⁰⁶⁾

六位姓并名讀⁽¹⁰⁷⁾之、五位名許讀⁽¹⁰⁸⁾之、四位名与朝臣讀⁽¹⁰⁹⁾之。四位宰相準⁽¹¹⁰⁾之。公家官許讀⁽¹¹¹⁾之、僧綱可準⁽¹¹²⁾之

云。臣上応製依⁽¹¹³⁾殊仰⁽¹¹⁴⁾可書⁽¹¹⁵⁾之。被刷⁽¹¹⁶⁾之時事也⁽¹¹⁷⁾云。

九講詩事⁽¹¹⁸⁾

先詩序之端書、必七言書也⁽¹¹⁹⁾。若無序詩不書⁽¹²⁰⁾之。但序時、初番講⁽¹²¹⁾詩之端、故實讀⁽¹²²⁾入七言之字⁽¹²³⁾云。次々

不⁽¹²⁴⁾然也。凡詩、用⁽¹²⁵⁾講師讀師⁽¹²⁶⁾之時、講⁽¹²⁷⁾頌音⁽¹²⁸⁾。其中主上御作、乍四句講⁽¹²⁹⁾之。大臣以下作、胸腰許講⁽¹³⁰⁾。

次々人作、腰一句講⁽¹³¹⁾之。

或時、胸句講⁽¹³²⁾云。又人名・所名・似物・妬句等、可用⁽¹³³⁾腰句⁽¹³⁴⁾云。多韻之時無⁽¹³⁵⁾別樣⁽¹³⁶⁾歟⁽¹³⁷⁾。

【校勘】

海には該当箇所なし。

- (1) 真俗雜記鈔第二…種真俗雜記問答鈔第二、
東真俗雜記抄第二、慈真俗雜記問答抄第二。
- (2) 作文事…東慈真一、作文事。
- (3) 一…真なし。
- (4) 探韻…底東真振り仮名「タンキン」。
- (5) 事…長なし。
- (6) 韻…東題。
- (7) 是…長なし。
- (8) 之…長なし。
- (9) 者…真若。
- (10) 案…種東慈真案題候、長口案題。
- (11) 以寄…種似寄、東慈寄、長依、口以寄来韻
作是也。以意。
- (12) 韻…長題。
- (13) 云云…長也。
- (14) 韻…長韻之。
- (15) 勒韻。孔子…長者則。
- (16) 探韻…底種東注本ハ題也、慈之探韻、長者
則。
- (17) 所之…長なし。
- (18) 之…慈云。慈注之イ。
- (19) 常…長文。
- (20) 云云…長云云勒韻也。
- (21) 事…長なし。
- (22) 也…種文。
- (23) 二…真なし。
- (24) 事…長なし。
- (25) 也…種なし。
- (26) 猶…内指。
- (27) 之…長なし。
- (28) 之…長なし。
- (29) 作…底事。内なし。東慈真により改む。
- (30) 事…種なし。
- (31) 只…真唯。

- (32) 書…長書也。
- (33) 三…真なし。
- (34) 端…種(慈)振り仮名「ハシ」。
- (35) 端書…底(東)真振り仮名「ハシカキ」。
- (36) 注…種註。
- (37) 事…長なし。
- (38) 之…長なし。
- (39) 題…内影。
- (40) 也…種(東)也云云。
- (41) 無…内无。以下示さず。
- (42) 常事也…長なし。
- (43) 書也…長可書。
- (44) 題…東(内)題之。
- (45) 四…真なし。
- (46) 交…底(種)内振り仮名「ケウ」。
- (47) 交韻…東振り仮名「ケウイン」。
- (48) 事…長なし。
- (49) 声…長色。
- (50) 若…長若取。
- (51) 取…長なし。
- (52) 之…長なし。
- (53) 故…長なし。
- (54) 若…長若取。
- (55) 取…長なし。
- (56) 一字…底(内)可字。種(東)慈(長)により改む。
- (57) 五…真なし。
- (58) 事…長なし。
- (59) 之…長なし。
- (60) 韻…長韻之。
- (61) 絶…慈句絶、(慈)注本無。
- (62) 為四韻…種(東)なし。
- (63) 恒…慈(長)常。
- (64) 又…長矣。
- (65) 雖…内隆。
- (66) 依有…底(内)有、種(東)慈により改む。
- (67) 様…長儀可作之也。
- (68) 護…東(僕)。
- (69) 頗…長頗亦。

- (70) 云云仍中々…長なし。
- (71) 仍中々…詩云云…慈注乃中々雖有十六韻二十韻之詩、無十二韻之詩云云イ本。
- (72) 六…慈注六詩清書事、真なし。
- (73) 事…長なし。
- (74) 歌…長歌者。
- (75) 一…種一一。
- (76) 書之…長可書也。
- (77) 只…底唯。
- (78) 之…口也。
- (79) 之…長也。
- (80) 有書事…種書。
- (81) 行…種なし。
- (82) 頗…長書。
- (83) 也…種地。
- (84) 之…種なし、長之歟。
- (85) 之…長々。
- (86) 某…慈真其。
- (87) 其…種東長某。
- (88) 名…真各。
- (89) 或…長式。
- (90) 三行三字…慈真注八八九三。
- (91) 之…長之。「八八九三」。
- (92) 闕…慈欠。
- (93) 只…真唯。
- (94) 被…長彼。
- (95) 云云…長なし。
- (96) 七…真なし。
- (97) 僧…東長真僧僧、慈注僧イ。
- (98) 某…種為某。
- (99) 書…種云。
- (100) 云云…長なし。
- (101) 凡…長又。
- (102) 御…慈注即力、慈注イ。
- (103) 前…長前我。
- (104) 書…種云。
- (105) 云云…長なし。
- (106) 八…真なし。

- (107) 読…(底種)内(東)振り仮名「ヨム」。
- (108) 事…(長)なし。
- (109) 並…(内)并。
- (110) 与…(種)支、(慈)長字。
- (111) 宰…(種)寄。
- (112) 準…(内)長准
- (113) 公…(種)なし。
- (114) 可准之…(云)…(内)可准也。(長)唯之也。
- (115) 臣上…(長)又人臣。
- (116) 製…(種)東制。
- (117) 云云被く也云云…(長)なし。
- (118) 九…(真)なし。
- (119) 事…(長)なし。
- (120) 序…(内)席。
- (121) 必七言書…(長)必書七言。
- (122) 也…(長)并言准之。
- (123) 序…(内)席。
- (124) 序…(種)慈(真)無序。(内)席。
- (125) 番…(真)書。
- (126) 言…(内)なし。
- (127) 次々不レ然也…(長)なし。
- (128) 々…(慈)なし。
- (129) 講…(種)読。
- (130) 乍…(底)名。(種)内(東)慈(長)真により改む。
- (131) 以…(長)已。
- (132) 腰…(種)要月、(慈)長要目。
- (133) 腰…(種)要月、(慈)長要目。
- (134) 講…(長)許講。
- (135) 時…(長)時講。
- (136) 講…(長)なし。
- (137) 用…(長)講。
- (138) 腰…(種)要月、(慈)長要目。
- (139) 時…(長)詩。
- (140) 歟…(長)也。

【訓読】

真俗雜記鈔第二

作文の事

一 探韻詩の事

探韻詩に二様有り。句題の探韻・⁽²⁾勅韻の探韻是れなり。先づ句題の探韻は、案ずるに韻を探るに寄せるを以て、故に然云ふと云云。次に勅韻とは、韻を探り、韻を勅す。孔子賦りする所これなり。常には無題の詩なりと云云。又た適題の詩にても勅韻の事有ると雖も、頗る以て稀の事なり。

二 付韻の事

付韻とは、韻を定めて作る是れなり。たとへば月の詩には秋を以て韻と為す等なり。題中の韻、並びに便りの字等、猶ほ是れ韻に付すの時の事なり。探韻に至るの時は、若しは題中の字を作る事有ると雖も、題中の韻とは書くべからず。只だ何の字を探り得ると書くべきかと云云。

三 詩の端書の注の事

先づ句題の探韻の端書には、題の下に各の一字を分かちて詩を書くべしと云云。次に勅韻の注には、勅と書くべきなり。若し探韻の時は、勅字の傍に何の字を探り得ると書くべきなり。又た題中の韻の注には無韻と書くなり。常の事なり。又た便りの字の注には、便りに何の字を用ふると書くなりと云云。又た無題の詩には、勅韻の外に注を書くこと云云。

四 交韻詩の事

たとへば何韻に入りても作詩の時には、当韻の上下の韻字の、此の韻字に声相ひ似たる字を取りて作り加ふるなり。若し上韻を取る時は、発句に二字これを用ふ。交韻の詩は、必ず連韻にこれを作る故なり。

若し下韻を取る時は、落句に一字これを用ふると云云。

五贈答詩の事

凡そ贈答の詩は、韻を増加すること有り。たとへば絶句を増して四韻と為し、四韻を増して六韻と為し、六韻を増して八韻と為し、八韻を増して十韻と為す。此くの如き等の例は恒の事なり。但だ十韻を増して十二韻と為すの例少し。又た稀にこれ有りと雖も、頗る別様有るによつて常にこれを作らず。十二韻の詩には、木護(7)の病生ぜんこと有り。此の病は甚だ大事なり。これを習伝する人、頗る稀なりと云云。仍つて中々十六韻・二十韻の詩有りと雖も、十二韻の詩無しと云云。

六詩清書の事

凡そ詩歌は、一紙にこれを書く。又た詩の端書は、何の字を書くべしと定むる事無し。只だ初行にこれを書く。余り字は引下して二行にこれを書く。又た一行にも書く事有りと雖も、兩行なること頗る常の事なりと云云。江家(8)は余り字を以て、初行と同じ長さにこれを書く。家の習ひなりと云云。

常の書様

某日の同賦は其の題名を分かつ

一字詩「何字を探り得る」。

或る一首。

絶句の詩をば三行三字にこれを書く。四韻の詩をば六行三字になること常の事なり。若し平出(9)・闕字有る時には、必ずしも六行三字には非ず。只だ書かるるに随ふべきなりと云云。

七書名の事

暫く僧中に付かば、凡そ僧某と書くべし。僧綱(1)の後は、先づ官を書き、次に名を書く云云。凡そ貴人

の御前にては、名を黒く書くべし。是れ故実なりと云云。「和歌もこれに同じ」。

八読名の事

六位は姓並びに名これを読み、五位は名許りこれを読み、四位は名と朝臣⑬これを読む。四位宰相はこれに準ず。⑮公家は官許りこれを読み、僧綱はこれに準ずべしと云云。臣上⑯応製は殊の仰に依りてこれを書くべしと云云。これを刷らるる時の事なりと云云。

九講詩の事

先づ詩序の端書には、必ず七言と書くなり。若し無序詩にはこれを書かず。但だ序の時も、初番に詩を講ずるの端には、故実にて七言の字を読み入ると云云。次々然らざるなり。凡そ詩は、講師・読師を用ふる時には、頌音を講ず。其の中に主上の御作をば、乍に四句を名してこれを講ず。大臣以下の作をば、胸腰許を講ず。次々の人の作は、腰一句これを講ず。

或る時、胸句をも講ずと云云。又た人名・所名・似物・妬の句等には、腰句を用ふべしと云云。多韻の時は別様なきか。

【注釈】

- (1) 探韻…紙片に書かれた韻字を各自一枚ずつ探りとして、その韻によって漢詩を作ること。『宇津保物語』には「さうとうシシに臨時がくの所より、お前毎に机参り、土器始まり、箸下りて、主のおとゞ、題出し給フ。探韻給ヒて（八）韻の文作る。上達部、御子達、宮、家の子作り給へり。作り果てて、お前に出でて、文奉る。式部丞（講師シ）て詠みあぐ。諸誦す。」（日古一〇・四三四頁）（傍線執筆者、以下同）と見え、主より探韻をいただいて八韻（八聯十六句）の詩を作り、講師役

の式部丞が読み上げた後に、一同声をそろえて朗詠した様子が語られている。

(2) 句題…題詠の一つ。和歌や漢詩の詠作に際して、古歌の一句を題に用いたもの。

(3) 勒韻…はじめに韻を分け定めて詩をつくること。その字の次第順序を定め、その順のままに一編の詩をつくること。

(4) 端書…(はしがき)。文の初めに、由来や内容を記すこと。その文章のこと。序文、端作り、まえがき。また、和歌、俳諧などにおいては、初めに由来などを書き添えた言葉の意。詞書、題詞、端作り、端ことば。

(5) 落句…(らっく)。漢詩における結びの句。絶句では結句、律詩では最後の二句を言う。なお連歌においては「句題の中心となる景物を詠まない」ことを「落句の病」と称して忌み嫌われた。

(6) 絶句…漢詩で、一首が起・承・転・結との四句からなるもの。字数によって五言絶句、七言絶句という。ただ「ぜく」ともいう。

(7) 木護の病…不明。空海の漢詩文評論書『文鏡秘府論』(弘全三・一三四頁)には、漢詩における二十八種の病が挙げられている。平頭・上尾・蜂腰・鶴膝・大韻・小韻・傍紐・正紐・水渾・火滅・鬪偶・繁説齟齬・叢聚・忌諱・形跡・傍突・翻語・長擡腰・長解錠・支離・相濫・落節・雜乱・文贅・相反・相重・駢拇。このうち、第九の「水渾」は別名を「木枯病」と言い、第三字と第八字が同声を犯す病のこととする。この「木護の病」と近い響きを持つが詳細は不明。

(8) 江家…(ごうけ)。代々、著名な学者を生み出した家系である大江家のこと。特に大江匡房(一〇四一〜一一一一)を指す場合もある。また、大江家に伝わった訓法、訓点。匡房には有職故実書『江家次第』があり、恒例、臨時の儀式や行事を詳しく書き記している。

- (9) 平出…(へいしゅつ)。文中に天皇や高貴な人の名前・称号などを記すとき、その相手への敬意を表すために改行し、前の行頭と同じ高さから書き出すこと。平頭抄出とも。後出注釈参照。
- (10) 闕字…「欠字」のこと。ここでは、文中に登場する天皇や高貴な人に敬意を表すため、その名前の上にかから二字分の空白を置いて書き出すこと。「欠如」けつじょとも。また、上奏文などで、同様の意味合いで敬意を表して改行し、一段高く書き始めることを「台頭」たいとうと言う。後出注釈参照。
- (11) 僧綱…令制で、僧正・僧都・律師の三つ。また僧官と僧位の総として、平安時代以降、僧綱の位階として定められた法印・法眼・法橋の三位を、僧正・僧都・律師の三官に加えたもの。
- (12) 故実…(こじつ)。中世までは清音形「こしつ」。ある事柄について、先例となるに足りる事例のこと。故実は重んじられ、例えば、漢字の読みを通例の音訓によらずに、古来からの特別な読み方で読むことを「故実読」こじつよみと言う。
- (13) 朝臣…(あそみ)。三位以上の人の姓の下、また四位の人の名の下につける敬称のこと。
- (14) 宰相…(さいしやう)。「おおまつりごと」とも言う。参議の唐名。参議は奈良時代に設けられた令外の官で、四位以上の者から任ぜられた。公卿の一人。
- (15) 公家…天皇を言い、さらに天皇を中心とする朝廷を指す。朝廷に仕える人々のこと。公家衆。「武家」の対。
- (16) 臣上応製…応製は「応制」で、勅命を奉じて詩歌を詠進すること。応詔。例えば鎌倉時代の『為相百首』は、「夏日侍太上皇仙洞同詠百首応製和歌 散位正四位下臣藤原朝臣為相上」(『新編日本古典文学全集』四九・二〇〇〇年・小学館・一六七頁)と始まる。
- (17) 胸腰…第二句と第三句のこと。和歌(短歌)においては、第一句を初句・頭句・起句、第二句を胸

句、第三句を腰句、第五句を結句・尾句・落句などと呼ぶ。藤原俊成『和歌肝要』には「歌をはやく詠まむ故実には、題につきて縁をいそぎ求めて、胸腰す所に据ゑよからむをさきとして、中をも、上をも、すそをもつくりておくべし」（日歌四・二五三頁）と見える。

【解説】

「詩会」は主に漢詩を作つて鑑賞する会合を指し、例えば『日本紀略』寛弘二年（一〇〇五）三月三日条に「今日於御書所有詩会。題云、花貌年々同、序者匡衡」（大系一一・二〇八頁）と見ることが出来る。奈良時代から行われ、特に平安時代初期の嵯峨天皇（七八六〜八四二）の御代に隆盛期を迎えたと言われている。

本条では、詩会における決まり事を九つの事柄に分けて記している。

はじめの「一探韻詩の事」では、探韻の詩には「句題の探韻」と「勅韻の探韻」の二つの形式があることを記す。「勅韻の探韻」では、「孔子賦り」（籤配り）によつて押韻の字を定め、その韻字を用いて詩を作ることを示す。「孔子賦り」とは、前もつて用意された籤を人々に配つて引かせることを言い、これは例えば、

①阿弥陀講のついでに十樂のこころを、人々に孔子くばりによませ給ふついでに

（覺性法親王『出観集』（群書一五・三四六頁））

②庚申の夜、孔子くばりをして歌詠みけるに、古今、後撰、拾遺、これを、梅、桜、山吹に寄せたる
題をとりて詠みける
（西行『山家集』（日古二九・二〇六頁））

とも見え、詩会のみならず歌会においても用いられたものであった。

「二付韻の事」からは、漢詩の具体的な作り方や、端書きの書き方といった作法、贈答詩における漢詩の病などを記す。「六詩清書の事」では、詩の清書は一紙に収めるようにし、絶句の詩は「三行三字」、四韻の詩は「六行三字」に書くことを示す。諸本のうち、慈忍本と真言宗全書本では、「三行三字」の注として「八八九三」とあり、これはおそらく八・八・九・三文字のように書くことを意味しているものと思われる。

「七書名の事」からは、身分による名前の記載方法や、名の読み方、詩の披講の仕方などを記す。特に、主上の作は四句を講じ、大臣以下は胸腰（二・三句）、それ以下の作は、腰一句（三句）のみを講ずるとする点は具体的である。

本条は、中世の真言寺院において漢詩を製作し披講する詩会が引き続き行われていたことを示すものであり、寺院における詩会の様相を知り得る記述として興味深いものと言えよう。

（高橋秀城）

一一、詠歌事

【本文】

詠歌事⁽¹⁾

一 読⁽²⁾和歌題⁽³⁾事并清書等事⁽⁵⁾

若一首題之時、詠⁽¹⁾其題⁽²⁾和歌可⁽³⁾読也。若二首題或三・四首題時、詠⁽⁴⁾何首和歌可⁽⁵⁾読也。凡和歌題訓読⁽⁶⁾之也⁽⁸⁾云。清書三行三字書也。但三・四首時、必不⁽⁹⁾然⁽¹⁰⁾云。凡和歌清書以⁽¹⁾不⁽²⁾読為⁽³⁾故実⁽⁴⁾云。和歌題縦⁽⁵⁾雖⁽⁶⁾三五

字、不去声也云云。或去々上後說謬偽歟。

二講歌事⁽¹³⁾

先歌置⁽¹⁴⁾文台⁽¹⁵⁾。之⁽¹⁶⁾時、文台仰⁽¹⁷⁾之、而後誦師、取⁽¹⁸⁾文台覆⁽¹⁹⁾之。若有⁽²⁰⁾序之時、先開⁽²¹⁾序者之歌、下向⁽²²⁾主人置⁽²³⁾文台之上。次誦師指声⁽²⁴⁾讀⁽²⁵⁾之。次誦師又揚⁽²⁶⁾声講⁽²⁷⁾之。其後、次々歌取⁽²⁸⁾之。前序者之歌上、自⁽²⁹⁾下臆⁽³⁰⁾次第重⁽³¹⁾之。講詠作法、只如⁽³²⁾前。主人之歌結句講⁽³³⁾之。題初番詠歌許可⁽³⁴⁾讀⁽³⁵⁾之。次々名与歌許可⁽³⁶⁾讀⁽³⁷⁾之。

三誦師講師問事

誦師是會中之上臆⁽³⁸⁾勤⁽³⁹⁾之。所謂開⁽⁴⁰⁾歌置⁽⁴¹⁾文台。講師下臆⁽⁴²⁾、下臆⁽⁴³⁾之故也。且序并題等得⁽⁴⁴⁾心堪能之人勤⁽⁴⁵⁾之。指声⁽⁴⁶⁾讀⁽⁴⁷⁾上之、誦師其後詠⁽⁴⁸⁾之。具指声三反可⁽⁴⁹⁾讀⁽⁵⁰⁾也。若秀歌出来時、四・五反可⁽⁵¹⁾詠⁽⁵²⁾之云云。

四和歌序事

凡和歌序者、無⁽⁵³⁾式法⁽⁵⁴⁾。以此為⁽⁵⁵⁾習⁽⁵⁶⁾云云。

序者、端書某日同詠⁽⁵⁷⁾某題和歌⁽⁵⁸⁾書也。餘人同字不⁽⁵⁹⁾書也。某日常無⁽⁶⁰⁾此義⁽⁶¹⁾歟。若題有三・四首之時、先一首計書載、殘加⁽⁶²⁾書。注何首可⁽⁶³⁾書⁽⁶⁴⁾之。其次并小序書⁽⁶⁵⁾之云云。序者、初如⁽⁶⁶⁾此載了、至⁽⁶⁷⁾歌処無⁽⁶⁸⁾書題⁽⁶⁹⁾。餘名皆可⁽⁷⁰⁾書也。

五置⁽⁷¹⁾白紙⁽⁷²⁾儀⁽⁷³⁾

若卒爾并難題之時、可⁽⁷⁴⁾及⁽⁷⁵⁾白紙⁽⁷⁶⁾者題目并位署計書、諸人置⁽⁷⁷⁾歌之後、置⁽⁷⁸⁾也。逐電不⁽⁷⁹⁾居⁽⁸⁰⁾講席之座⁽⁸¹⁾云云。

【校勘】

海には該当箇所なし。

(1) 詠歌事…(内)真二詠歌事。

(2) 一…真なし。

- (3) 題…内題之。
- (4) 事…長なし。
- (5) 等事…長なし、**眞事**。
- (6) 詠…**慈**長なし。
- (7) 読…長可読。
- (8) 也…内なし。
- (9) 三行三字…長九十九三。
- (10) 云云…長也。
- (11) 縦…長仮令。
- (12) 或去々々謬偽歟…種**東****慈****口**我去々々上後説謬偽歟、**長**眞なし。
- (13) 二…眞なし。
- (14) 事…長なし。
- (15) 之…種なし。
- (16) 有…**慈**者。
- (17) 者…**慈****長**有。
- (18) 又…長亦。
- (19) 者…長有。
- (20) 詠…**口**注師詠。
- (21) 只…眞唯。
- (22) 前…種**東**赤、**東**注**先**歟。
- (23) 之…長**眞**なし。
- (24) 結…**眞**注絶歟終イ本詳。
- (25) 句…長尾。
- (26) 之…長之也。
- (27) 題初番々可読之…長なし。
- (28) 之…種**東**之也云云、**慈**注也云云イ。
- (29) 三…眞なし。
- (30) 間事…長なし。
- (31) 台…長台也。
- (32) 下臈…**慈**々々、**長**不動。
- (33) 且…長又。
- (34) 反…眞遍。
- (35) 読…内講。
- (36) 出来…**東**書来。
- (37) 反…眞遍。
- (38) 云云…長也。
- (39) 四…眞なし。

- (40) 序…内席。
 (41) 事…長なし。
 (42) 凡…長なし。
 (43) 序…内席。
 (44) 式…種或。
 (45) 以…種(東)口無様以。
 (46) 云云…長なし。
 (47) 序…内席。
 (48) 日…慈同、長なし。
 (49) 也…東之。
 (50) 某日常無此義歟…長なし。
 (51) 義…種(東)儀。
 (52) 其…種某。
 (53) 序…内席。
 (54) 云云…長也。
- (55) 序者初く可書也…内席、長なし。
 (56) 名…種(東)人、(慈注)人イ。
 (57) 五…真なし。
 (58) 儀…慈(真)事。
 (59) 并…慈等、(慈注)並イ、長若。
 (60) 之時…長歌不_二出来_一之時。
 (61) 可及…長なし。
 (62) 者…長書、(口)名。
 (63) 署…種(四)者。
 (64) 計…慈斗、長なし。
 (65) 書…長而。
 (66) 置…内並。
 (67) 也…長之。
 (68) 席…長序。
 (69) 之座…内(長)也。

【訓読】

詠歌¹の事

一 和歌の題を読む事 並びに清書等²の事

若し一首題の時は、其の題を詠める和歌と読むべきなり。若し二首題或いは三・四首題の時は、何首の和歌を詠ずると読むべきなり。凡そ和歌の題をば訓にこれを読むなりと云云。清書は三行三字書くなり。但し三・四首の時は、必ずしも然らずと云云。凡そ和歌の清書をば読まざるを以て故実と為すと云云。和歌の題は縦ひ五字と雖も、去声せざるなりと云云。或は去々上後説は謬偽か。

二講歌の事

先づ歌を文台に置く「硯の蓋なり」の時は、文台これを仰ぎて、而して後に読師、文台を取りてこれを覆ふ。若し序有るの時は、先づ序を開く者の歌、下を主人に向かひて文台の上に置く。次に講師は指声にてこれを読む。次に読師又た声を揚げてこれを講ず。其の後、次々歌これを取る。前きの序者の歌の上に、下臈より次第にこれを重ね。講詠の作法、只だ前の如し。主人の歌は結句これを講ず。題をば初番に詠ずる歌許りを読むべし。次々は名と歌許りとこれを読むべし。

三読師講師間の事

読師は是れ会中の上臈これを勤む。所謂る歌を開き文台に置く。講師は下臈、下臈の故なり。且つは序並びに題等に心得堪能の人これを勤む。指声にこれを読上げ、読師其の後これを詠ず。具に指声に三反読むべきなり。若し秀歌出来しの時は、四・五反これ詠むべしと云云。

四和歌序の事

凡そ和歌の序は式法なし。これを以て習ひと為すと云云。

序者、端書に「某日同じく某題の和歌を詠ず」と書くなり。餘人は同字を書かざるなり。「某日」も常に此の義なきか。若し題三・四首有るの時は、先づ一首計りを書き載せて、残りを書き加へたりと。注に何れの首もこれを書くべし。其の次に「並びに小序」とこれを書くこと云云。序者、初に此くの如く載せ

了んぬれば、歌処に至りては書題なし。餘名は皆な書くべきなり。

五白紙を置く儀

若し卒爾⁽¹⁹⁾並びに難題の時、白紙に及ぶべき者は題目並びに位置⁽²⁰⁾計りを書いて、諸人歌を置くの後に、置くなり。逐電⁽²¹⁾して講席の座に居らずと⁽²²⁾云云。

【注釈】

(1) 詠歌…歌を声に出してうたうこと。また歌を作ること。また、その歌。よみうた。藤原俊成『古来風体抄』初撰本に「もとより詠歌といひて、こゑにつきて、よくもあしくも聞ゆるものなり」(日歌二・三〇四頁)とある。

(2) 清書…(きよがき)。下書きを、きれいに書き改めること。浄書、清書とも。阿仏『いさよひの日記』に「五十首の和歌をよみたりけるとて、きよがきもしあへずくだされたり」(群書一八・五二五頁)として、清書前の草稿の和歌が贈られてきたことが見える。

(3) 和歌…底本には「ヤマトウタ」と振り仮名が振られる。和歌は、漢詩に対する日本の歌。『古今和歌集』に「やまとうたは、人の心を種として、万の言の葉とぞなれりける」(日古八・九三頁)と見える。

(4) 故実…先例となるに事例。また、心得ておくべき事の意。

(5) 去声…(きよしよう)。漢字の四声の一つ。発音の最初が強く、最後が低く弱まるもの。「きよせい」とも。「四声」は、平声・上声・去声・入声に分類される。

(6) 文台…(ぶんたい)。書籍・硯箱などをのせる台。また、歌会や連歌・俳諧の会席で、短冊・懐紙

などをのせる台のこと。

(7) 読師…(どくし)。ここでは、歌合わせや作文さくもんの会で、懐紙や短冊を整理して上下を定め、番の次第に従って講師に渡す役のこと。

(8) 講師…(こうじ)。ここでは、漢詩、歌会、歌合せの披講の席で、詩歌を朗詠して披露する役のこと。

(9) 指声…(さしごえ)。『日本音楽大事典』(平凡社・一九八九年)に「(一)声明の講式や論義で、山型の抑揚でシラビックに素早く唱える部分をいう。(二)平曲で、シラビックによどみなく語る曲節をいう。(三)能で、サシの別称または古称の一つ」(「指声…刺声」項・一一六頁)とあり、講式や論義、平曲や能との関わりが指摘されている。能においては、世阿弥の『三道』に「指声たぶくと云(ひ)て、古歌にても、名句などにてもあれ、耳近に、しかも面白き文句を、指声より、只詞交りに、七八句云ひ下て、さて、一声に掛るべし。」(日古六五・四七六頁)として見える。能の「サシ」は、拍子に合わせずに節を付けて淀みなく謡うのが特徴である。僧房世界にあつて「指声」は、順継『釈摩訶衍論第十広短冊』(版本・二丁裏・六丁表以下)に、問者は「指音」、答者は「切音」に唱えることを記している。順継は頼諭の弟子であり、頼諭周辺において、こうした論義が行われていたことの証左となる。

(10) 序者…歌会や詩会などで、序を書く役の者を言う。『八雲御抄』によれば、公宴の序は大臣や納言が書き、才能ある人を選ぶことを記している。

(11) 下臈…ここでは、夏臈げらうの数の少ない僧。僧になってまだ年数、修行の浅い者を指すと思われる。

(12) 結句…詩歌の最後の句、結びの句のこと。

- (13) 初番…順番のはじめの意。
- (14) 上臈…ここでは、修行の年数を多く積んだ僧。年功を積んだ僧のこと。「臈」とは、もと僧侶の夏安居修行の回数を数える語。
- (15) 秀歌…すぐれた和歌のこと。『後鳥羽院御口伝』に「釈阿・西行などは、最上の秀歌は、詞も優にやさしき上、心が殊に深く、いはれもある故に、人の口にある歌、勝計すべからず。」(日古六五・一五〇頁)と見える。
- (16) 法式…定まった形式。特定のきまり、作法のこと。
- (17) 端書…書物などのはじめに、由来や内容などを記すこと。序文。また、和歌のはじめに、その由来などを書き添えた言葉も指す。詞書。
- (18) 小序…短い序文。簡単な端書きのこと。
- (19) 卒爾…突然に起こること。その様子。
- (20) 位署…官位や姓名を文書に記すこと。官を上、位を下に書き、続けて姓名を記すことを「位署書」がきと云う。
- (21) 逐電…急ぐこと。また逃げ去ること。

【解説】

まず、「一和歌の題を読むこと 並びに清書等の事」では、和歌の題の読み方と、清書の仕方について記す。題の読み方については、「若し一首題の時は、其の題を詠める和歌と読むべきなり。若し二首題或いは三・四首題の時は、何首の和歌を詠ずると読むべきなり」とあるように、一首題の時と、それ以上の

題の時では、読み上げ方が異なることを記し、また清書については「清書は三行三字書くなり。三・四首の時は、必ずしも然らずと云云」とあつて、通常は「三行三字」に書くが、何首かの和歌を続けて書写するときには、必ずしも「三行三字」という式法に拘る必要がないと記している。

試みに、この記述を他の歌字書と比較してみると、例えば『袋草紙』は題の読み方について、「一、題目読様 仮令、秋夜同詠^二叢夜虫^一 応^レ製和歌一首。如^二仮名^一読^レ之云々。御製詠給へルト可^レ読。」（日歌二・三頁）とあり、『和歌色葉』『八雲御抄』も同様であるが、『真俗雜記』にあるような、和歌の数による読み上げ方の相違については記していない。また、『和歌秘抄』（日歌三・三七六頁）には、題の読み方について次のようにある。

題読様

あきの夜おなじくいけの月ひさしくあきらかなりといへることをよめるやまとうた

詠字よむ様、説々多。

亡父之説、雖^レ有^二説々^一、よめると説、可^レ用^レ之。

清輔朝臣ながむると説、不用^二他説^一。

又説、多いぜる江帥以之為宜云々。三説也。皆非失錯。其例互存。習一説、之以多処失礼。

『和歌秘抄』では、「詠」の字の読み方について三つの説があり、亡き父俊成は「よめる」、清輔は「ながむる」、匡房は「多いぜる」であると記している。この記述を本条に当てはめてみると、一首題の時は「詠める」と定家読みであり、三・四首題の時は、「詠ずる」というように匡房読みということになるだろう。このように、本条の題の読み方では、和歌の数によって「詠」の読み方を使い分けられていると思われる。

また、和歌の清書の仕方については、例えば『袋草紙』に「一、和歌書様 三行三字書_レ之。但近代不_二必然_一。故老書、墨黒顯然可_レ書_レ之。不_レ可_レ執_三手跡_二云々。」(新古二九・三四二頁)と見え、他の歌学書にも同様に記している。ただ、『和歌色葉』は「三行三字四字の二の様ある中に」(日歌三・一一〇頁)としながらも、「三行四字はすぐれたり」として、「三行四字」を評価しており、相違が見られる。

「二講歌の事」では、歌会の次第が語られている。歌を披講する際の「声」に注目すれば、本条では「次に講師は指声にてこれを読む。次に読師又た声を揚げてこれを講ず」とあり、講師が指声に読み上げた後、引き続き読師が、声を高めて講ずることを記している。

この和歌を読み上げる所作について、他の歌学書では以下のように見られる。

① 其音不_レ微。一句々々讀_二切之_一。但至位署髣髴讀之。(『袋草紙』(新古二九・三四〇頁))

② そのこゑかすかならず、たかゝらず、くごとによみきるべし (『和歌色葉』(日歌三・一一〇頁))

③ 歌、一句不_二微音_一讀。位署は微音也。(『八雲御抄』御稿本(日歌別三・二五五頁))

④ 読師隨_レ重_テ頗_{ウツキテ}微音ニ一句ツ、讀_レ之。位署、如_レ法微音也。靜ニ指音ニ讀也。

(『八雲御抄』御精撰本(日歌別三・二五六頁))

⑤ 一句ツ、切音に讀_二上之_一。(『和歌秘抄』(日歌三・三七六頁))

『袋草紙』では、読み上げる声は微かではなく、一句ずつ区切って読み、名を書いた位署に至っては、仄かに読むとある。『和歌色葉』は、『袋草紙』に近いが、声は高すぎてもいけないと規定している。次に、『八雲御抄』御稿本では、『袋草紙』と同様であるが、御精撰本では、「微音ニ一句ツ、讀_レ之。」とあり、読師の声が微音に変化している。『和歌秘抄』では、声の大きさについての言及は無いが、一句ずつ区切る読み方を「切声」と記している。

このように他の歌学書では、講師の読み方は一句ずつ区切って読む「切声」である。また、声の大きさについて『八雲御抄』御精撰本では、読師の声が微音に変化している。しかし、本条では、講師が「指声」で読み上げ、その後、読師が声を高めて講ずるというものであつて、こうした記述は他の歌学書には見られず、『真俗雜記』独自の記述であると言える。

歌を披講する際の「声」については、『袋草紙』をはじめとする歌学書では、講師の声は一句一句区切って読み上げるといふ「切声」であるのに対し、本条では、講師が指声に読み上げた後、読師が声を高めて講ずるといふものであつた。この「指声」は、他の歌学書には見られず、『真俗雜記』歌会次第の特徴的な点であろう。

「切声」については、『智山事相事典』(真言宗智山派・一九九八年)に「切音にもつくる。声明用語の一つで、経文等を読むとき、音を切つて読む方法。あたかも雨滴のポツリポツリと落ちるように唱えるともいふ。堅義の中で堅者が答を唱え上げるときこの切声を用いる。」(「切声」項・九九頁)と説明されているように、現在でも声明で用いられている。論義においても、例えば、広音『伝法大会手鑑』には、「堅者ハ毎レニ重取ニ如意置レ之各有レ也堅者至^{マテ}取^ニ第四重ノ牒ヲ引声ニ唱レ之第四重ノ答以下切声ニ唱レ之」(智全一〇・二二七頁上々)とあつて、「引声」とともに「切声」に唱えることが説かれている。また、憲淳によつて記された『醍醐寺文書』弘安七年(一二八四)七月十三日条(『大日本古文书』家わけ第九・醍醐寺文書之十一・一〇六頁〜二〇六頁)には、

二五三八 六字法記

大阿闍梨遍智院法印実勝

報恩院憲一御記也(中略)

後夜、仏供略之、粥供之、五悔、聊切声誦之、發願用之（中略）

一後夜日中五悔、切音^ニ讀之、廻向方便ノ躰也、御修法ハ長日之事ナル間、早クモ讀也、仁和寺^ニソレモ切音^ニ讀也、

と見え、「切声」「切音」で読むことを記している。ここでは、「切音」が「廻向方便ノ躰」であると記している点が注目される。このように、歌学書に見られた「切声」は、歌会以外にも、声明や、論義の場において用いられていた声なのである。

以上のことから考えれば、『真俗雜記』「詠歌の事」や「連歌の事」に見られた「指声」には、論義における「指声」が重ね合わされていると考えられよう。論義では、「指声」とともに「切声」も用いられており、『真俗雜記』が何故「指声」を用いたのかについてはさらに考えなければならないが、僧房世界における和歌披講の声は、論義における問者の声を取り込んだものと考えられる（論義は講師、読師などの僧侶官位の資格試験としても用いられており、歌会における、講師や読師との関連も考える必要があるだろう）。本条に見られた「講師は指声にてこれを読む。次に読師又た声を揚げてこれを講ず」という記述は、講師が論義における「指声」のように、淀みなく一音一音読み上げる「声」であったと想像される。「三読師講師間の事」では「具に指声に三反読むべきなり。若し秀歌出来しの時は、四・五反これ詠むべしと^{云云}」として、共に「指声」に三返読むこと、良い歌が出来た場合は四・五返繰り返して読み上げることを記している。

この回数については、例えば『袋草紙』（新古二九・三四一頁）に、

次^レ可^レ然人々同音詠^レ之。但初音不^ニ助音。次音可^ニ加詠^一歟。又為^ニ後進^一人不可^ニ進詠^レ之。有^レ序之時堪能人々詠吟。秀句其後詠歌也。次詠三^ニ返之^一。又置^ニ次歌^一。

とあるように三反読むことを記しており、『和歌色葉』『和歌秘抄』も同様である。しかし、本条にあるような秀歌を四五返繰り返し読み上げるといつた記述は見られず独自の記述と言えよう。

「四和歌序の事」では、和歌の序の書き方を記しているが、特に、「凡そ和歌の序は式法なし。此れを以て習ひと為すと云云」という記述に注目すれば、『袋草紙』（新古二九・三四九頁）には、「和歌序故実」として次のように記している。

維順朝臣曰、故師匡房曰、和歌序有「書様」。学可「署事也」。其説曰、無「式法」、無「様」。唯以「所」記書之。以「如」此之知「為」知学也。云々。

大江匡房によれば、和歌の序文には決まった形式や様式はなく、心の内にあることに随つて書けばよいという。本条の記述に近いものがあり、あるいはこの匡房の説を引用していることも考えられる。

「五白紙を置く儀」では、白紙を置く作法を記しており、もし突然に難しい題を出された場合は、題目と位署のみを書き、集まった人々が歌を置いた後に、それを置いて講席の座を逃げ去る方法が書かれている。この「白紙を置く作法」については、他の歌学書にも見ることができ、例えば『古今著聞集』『民部卿泰憲白紙を置きて逐電の事並びに關白師實位署の事』にも、「白紙を置事は作法ある事也。題・位署ばかりを書て、諸人の歌をきて後、これを置て逐電して、講席の座にあざるとかや」（日古八四・一四四頁）として見られるなど、『真俗雜記』と同時代の巷間に広く弘まっていた話であつたと思われる。

以上、本条は簡条書きに簡潔に纏められており、次第としての意識が強く表れているように思われる。管見では他の歌学書と同文のものは見出せず、また『真俗雜記』独自の記事も散見する。これは、一般の歌人の世界とは異なつた、僧侶世界における歌会の様相を垣間見せているのではないだろうか。

（高橋秀城）

一一、連句事

【本文】

連句事^①

連句詞字ヲ重用無^②レ憚^③云。但多読不^④レ宜者也。又至^⑤当韻之字、更以不^⑥レ可^⑦レ侵用^⑧。其上言字無^⑨レ憚^⑩云。
又発句落句寄來時、有^⑪レ对^⑫云。

【校勘】

海には該当箇所なし。

- (1) 連…東真四連、内三連。
- (2) 字…慈長書。
- (3) 不…種■、(種注)宜。
- (4) 者…長なし。
- (5) 言字…底種内東慈言一、長詞字、真により改む。
- (6) 对…長待。

【訓読】

連句の事^①

連句には詞字を重用するは憚りなしと云云。但だ多読をば宜しからざるものなり。又た韻の字に当たるに至りては、更に以て侵用すべからず。其の上に言字は憚りなしと云云。又た発句落句にも寄り来る時は、对有りと云云。

【注釈】

- (1) 連句…二人以上の人が、順につないで一編の詩を作り上げること。また、その作品のことを言う。
- (2) 詞字…実質的な意味を持たない置き字の類のこと。

【解説】

ここでは、連句における「詞字」の効用について記している。詞字は差し障りとして敬遠する必要はないが、繰り返し用いることは慎むべきであるとする。

(高橋秀城)

一三、連歌事

【本文】

連歌事^①

人名連歌終書^②之也^③。言出之時指声更不^④可有^⑤鉤。連歌^⑥鑲字頗有^⑦禁忌^⑧。仍用^⑨鉤字^⑩云。

【校勘】

⑩には該当箇所なし。

(1) 連…(東)(真)四連歌事。

(2) 書…(長)(真)可書。

(3) 之…(長)なし。

(4) 言出之…(東)言書之、(長)読。

(5) 鉤…種釣。

(6) 歌…内并。

(7) 仍…長故。

(8) 鉤…種釣。

【訓読】

連歌の事

人名を連歌の終にこれを書くなり。言を出すの時は指声にして更に鉤有るべからず。連歌の鑠字は頗る禁忌有るか。仍て鉤字を用ひると云云。

【解説】

本条には、「言を出すの時は指声にして更に鉤有るべからず」として、淀みなく読み上げられることを記している。「指声」については、「二和歌の題を読むこと 并びに清書等の事」で触れたが、連歌の執筆作法を説いた梵灯庵主（一三四九〜一四三三以前）の『長短抄』（『連歌論集』上（岩波書店・一九八五年第三刷・一九四頁））にも、次のように見える。

一、執筆作法別紙有之 大方ヲ注也、会集座、定アリ、先執筆円座之辺ニ蹲、貴人ノ御目ニ随而円座ニ付、硯ノ蓋ヲアケテ紙ヲ折テ文台ニ置き、墨ヲニスリ五スリスルベシ、長々トスル事ワロシ、
（中略）何方ヨリモ発句イヅレバ請取テ、賦物ヲ当座之堪能ニ相尋テ可書、句ヲバ請取テ云アゲテ書テ又指声ニ読ミアゲテ作者ヲ書也、

このように、「指声」は連歌の世界でも、言葉風に少々節を付けて詠吟することが行われていた。本条の「指声」の記述は、連歌の世界でも早い用例として注目されるものと言えよう。なお、『真俗雑記』に見

る歌会次第については、高橋秀城「頼瑜の歌学―『真俗雜記問答鈔』に見る歌会次第をめぐって―」（『智山学报』五三・二〇〇四年）を参照されたい。また、歌会の「場」や「作法」等については、山本啓介『詠歌としての和歌 和歌会作法・字余り歌―付（翻刻）和歌会作法書―』（新典社・二〇〇九年）に詳し
い。

（高橋秀城）

一四、願文事

【本文】

願文事^①

仏・經之目錄、端⁽⁴⁾或中⁽⁵⁾任意書⁽⁶⁾之。

但⁽⁶⁾至⁽⁷⁾帝王之御願文、仏・經目錄⁽⁷⁾必中書⁽⁸⁾之、発句⁽⁸⁾必蓋聞⁽⁹⁾・風聞⁽¹⁰⁾等書⁽¹¹⁾。故端不⁽¹²⁾書⁽¹²⁾云云。又奥⁽¹³⁾月日下無⁽¹⁴⁾御
名⁽¹⁵⁾云。若如⁽¹⁵⁾卒都婆造立⁽¹⁵⁾之時、經之後⁽¹⁶⁾可⁽¹⁷⁾載也⁽¹⁶⁾云云。三綱法師之位⁽¹⁸⁾署⁽¹⁹⁾可⁽¹⁹⁾用⁽¹⁹⁾伝燈⁽²⁰⁾大法師⁽²⁰⁾云云。

【校勘】

海には該当箇所なし。

(1) 願文事…底五願文事、東慈五願文事、長

願文、種により改む。

(2) 仏經之…底種慈仏經云、長なし、東真によ

り改む。

(3) 録…種禄。

(4) 或…東慈長式。

- (5) 中…長なし。
 (6) 但…真但。
 (7) 仏…種(東)御。
 (8) 必…長必書。
 (9) 聞…種(東)聞。
 (10) 聞…種(東)聞。
 (11) 書…長なし。
 (12) 云云…長也。
- (13) 月日…長(東)日月。
 (14) 無…種なし。
 (15) 卒…底帝、(底)の右傍注により改む。
 (16) 後…長(東)后。
 (17) 可…種(東)慈(長)可書。
 (18) 三…長(東)又三。
 (19) 署…種(東)着、(慈)補(長)真補署猶。
 (20) 師…長(東)師也。

【訓読】

願文の事^①

仏・經の目録は、端^②或いは中に意に任せてこれを書す。

但し帝王の御願文に至りては、仏・經の目録必ず中にこれを書す。發句^③には必ず蓋し聞く・風に聞く等と書す。故に端には書せずと^④云云。又た奥の月日の下に御名無しと^⑤云云。若し卒都婆造立の如きの時は、經の後に載すべしと^⑥云云。三綱の法師の位置には伝燈大法師を用ふべしと^⑦云云。

【注釈】

(1) 願文…法会の時、施主の願意を込めた表白文。造寺・造像・写經・設齋・修法などの際にその願意の主旨を述べた文。

- (2) 仏・経…造仏と写経のこと。
- (3) 端…物のはじめの部分。文書、手紙などの右端。
- (4) 発句…漢詩・和歌の第一・第二句をいう。転じて最初・発端の意。
- (5) 奥…文書・手紙等の左端。
- (6) 三綱…寺院内の事柄を管理し、統率する三人の役僧。上座（寺衆を領する）、寺主（寺の事務を司る）、維那（寺規を正す）の三人。
- (7) 位署…官位、姓名を公文書に記すこと。位署書。
- (8) 伝燈大法師…学徳優れたる僧に与えられる位階。伝燈とは師より資へ法燈を伝えるという意であり、法がよく衆生の迷暗を破することから燈火に例えられる。天平宝字四年（七六〇）に四位十三階の僧位が制定された際の最上位が伝燈大法師位であり、この下には伝燈法師位、伝燈満位、伝燈住位、伝燈入位等が置かれた。

【解説】

願文についての書式を説明している。まず、造仏や写経を対象とした願文には、始めの部分にあたる右端、もしくは文書中、どちらか随意に目録を記すことを述べている。ただし帝王（天皇）に対する御願文では、その発句が「蓋し聞く」「風に聞く」と書かれるので、端には書かず必ず中に目録を記すと説明している。

次に文書の奥、つまり左端には月日を書くが、その場合下に名前を書かないこと、もし卒塔婆造立する場合には、目録において経の後に載せること、そして三綱の法師が位を願文に載せるときには、必ず伝燈

大法師の号を用いることが説かれている。

(寺山賢照)

【本文】

諷誦事

凡葬家之中行⁽¹⁾向行⁽²⁾諷誦之時、不^レ嫌^二人之貴賤^一、奉為可^レ書也⁽³⁾。此敬^二過去之者^一儀歟。又至^二先師・先考^一・先妣等⁽⁵⁾、必可^レ有^二闕字^一也。又初終⁽⁷⁾二所用^一如件⁽⁸⁾更不^レ可^レ有⁽⁹⁾云云。必終之敬白願文諷誦等皆可^レ書之⁽¹⁰⁾云云。

【校勘】

④には該当箇所なし

- (1) 葬家之中…長なし。
- (2) 行…真なし、長死家行
- (3) 云々…長なし。
- (4) 之者…底之種之有、東者之、長により改む。
- (5) 考…真孝。
- (6) 等…長等者。
- (7) 闕…慈長欠。
- (8) 云々…長之終。
- (9) 終之…長可書。
- (10) 誦…慈なし。
- (11) 皆可書之…種東慈皆可書之也、長也。

【訓読】

諷誦の事

凡そ葬家の中に行き向て諷誦^①を行ふの時は、人の貴賤を嫌はず、奉為と書くべきなりと^{云云}。此れは過去の者を敬う儀か。又た先師^②・先考^③・先妣^④等に至りては必ず闕^⑤字有るべきなり。又た初め終はりの二所に如件を用ふるは更に有るべからずと^{云云}。必ず終はりの敬白は願文・諷誦等皆な之を書すべしと^{云云}。

【注釈】

- (1) 諷誦…死者の追善供養を目的に、僧侶に經典等の読誦を請い願うこと。平安時代以来の風習とされる。
- (2) 先師…既に亡くなった師匠。前代の賢人。
- (3) 先考…死亡した父。
- (4) 先妣…死亡した母。
- (5) 闕字…公式令で定められた書式のひとつ。文章中に帝王または高貴な人の称号などが出た時、敬意を表して、その字を一字分もしくは二字分ほどあけておくこと。唐の制度から学んだもの。ほかに他の行よりも高く出す「台頭」、他の行と同じ高さに改行する形式を「平出」というが、「闕字」が最も一般的である。

【解説】

諷誦文の書式・留意点について以下の四点を指摘している。葬家に赴いて諷誦を行う際には、身分に拘らず「奉為」を用いること。亡き師、亡き父、亡き母に対しては闕字を用いて敬意を表すこと。「如件」という語は文の初めと終わりの二ヶ所では用いないこと。最後に「敬白」を願文・諷誦文では必ず書くこ

とを定めている。

(寺山賢照)

【本文】

二字事

以_二檀紙二枚_一可_レ書也。^①懸紙在_レ之。不_レ可_レ封。又不_レ可_レ立_レ文_云。

極真可_レ書也。凡奉_レ上文皆真可_レ書_云。其書様一行書可_レ。

阿闍梨伝燈大法師位某_{年藤}_{戒藤}

年月日 若僧綱官位可_レ書也。

【校勘】

⑥(長)には該当箇所なし

(1) 二枚可書也…⑥二書也、⑥(東)⑥(慈)⑥(真)によつて

補う。

(2) 在…⑥(種)有。

(3) 可…⑥(東)なし。

(4) 書…⑥(真)書也。

(5) 書可…⑥(種)⑥(慈)可書。

(6) 法…⑥(種)なし。

【訓読】

二字の事^①

檀紙⁽²⁾二枚を以て書すべきなり。懸紙⁽³⁾これ在り。封すべからず。又た文⁽⁴⁾り立てるべからずと云云。
極めて真⁽⁵⁾に書くべきなり。凡そ上に奉する文は皆な真に書すべしと云云。その書様一行に書すべし。

阿闍梨伝燈大法師位某

⁽⁷⁾戒臘⁽⁸⁾年⁽⁵⁾臘⁽¹⁾

年号月日 若し僧綱ならば官位を書すべきなり。

【注釈】

- (1) 二字…実名。名乗り。主君に名簿を捧げる際に漢字二字を用いることが多いとされる。
- (2) 檀紙…和紙の一種。宮廷や幕府の御用紙として用いられる。平安期には懐紙として、漢詩・和歌等を書く際に使われた。
- (3) 懸紙…文書の上にかけて包む紙。本紙を包むための紙。封をするための封紙などの総称。
- (4) 文…「かざる」の意。「文言」は修飾に意を用いて実のない言葉のこと。
- (5) 真…行書・草書に対して略したりしない正式な形式。特に楷書のこと。
- (6) 年臘…年齢のこと。
- (7) 戒臘…出家受戒以後の年数のこと。法臘ともいう。
- (8) 僧綱…僧尼の綱維(規律)を司るもの意。僧尼を統督し、諸大寺を管理するために設けられた職官。北魏時代に僧官が設けられたものが日本に伝来し、倣って制度が整えられた。

【解説】

二字と呼ばれる、主君に対して捧げる文の書式・注意点について説明している。檀紙を二枚用いること、

懸紙を用いること、封をしてはならないこと、文章を飾り立てないこと、また字体を崩さず楷書にて書くこと、一行で書くこと等について指摘している。

最後に「阿闍梨伝燈大法師位某年藤戒藤」、改行して「年月日」を書く書式例を示し、加えて僧綱の位があれば書くように定めている。

(寺山賢照)

【本文】

官符①宣旨②差別事③

官符

太政符④ 或牒書是也。⑤

宣旨有⑥吉・凶之二宣旨⑦。

左弁官下、書是吉事也。⑧

右弁官下、書是凶事也。⑨

又端可⑩置字書、奥史⑪、加⑫判有。是云⑬宣旨也云。

【校勘】

(1) 官…(東)二一官、(海)第二〇官。

(2) 符…(東)府。

(3) 差…(長)サ。

(4) 符…(慈)真府、(口)官符。

(5) 牒書…(種)内(海)条、(長)書牒。

(6) 是…(長)なし。

(7) 也…長也書。

(8) 是…長なし。

(9) 置…底内海慈長真口有、底注内注海注長注

口注置敷、慈注置イ、底注種内注東海注慈注

長注口注により改む。

(10) 字…底写、種内東慈海長真により改む。

(11) 奥…種具。

(12) 史…種東夫、長真更。

(13) 有…長なし。

(14) 云云…長なし。

【訓読】

官符宣旨差別の事

官符は太政符。「或いは牒と書する是れなり」。

宣旨には吉・凶の二宣旨有り。

左弁官下す、と書するは是れ吉事なり。

右弁官下す、と書するは是れ凶事なり。

又た端に置くべき字を書して、奥に史、判を加ふる有り。是れをば宣旨と云ふなり 云云。

【注釈】

(1) 官符…太政官符のことを指す。太政官内の弁官から被管の役所や役人、諸国へ発給される下達・施行文書。様式として、差出所と宛所がともに初行に記され、事実書の書止に施行を命じる文言「符到奉行（符到らば奉行せよ）」が記される。発給者である弁官・史生の署名は、本文の次、年月日の前に記される。施行については、地方官である外官に頒下するものは律令国家最高の公印である

内印を、京都の内官に頒下するものについては、太政官の公印である外印が用いられ、煩雑な請印（施行する文書に印を捺す政務）が必要とされた。「官符」を「官牒」と書す場合もあるとされる。（2） 宣旨…本来は宣の旨の意で、上位の口頭命令を、それを受けた下位の者が書き記した書類である。

本条では、勅命もしくは中納言以上の上卿の下した行政命令を施行するために、太政官の外記または弁官が作成し発給する簡便な下達・施行文書の意味で使われていると考えられる。なお、この場合、宣旨は以下のような手順で発給される。勅命の場合、藏人（官や官司の藏の管理にあたる職員）により上卿（その日の政務運営の責任者である公卿）に伝えられ、上卿はこれを外記（詔書の作成、論奏・奏事の草案を書く職務）もしくは弁官に口頭で伝える。これを宣下と言い、上卿の宣を上宣という。上宣を受けるのが外記の場合、受けた外記は直ちに宣旨を作成して発給する。弁官の場合は、弁が上宣を受け、さらに下位の史生に伝宣し、受けた史生は直ちに宣旨を作成して発給する。上卿の命令の場合、上卿より上の手続きがないだけで、他は同じである。

（3） 弁官…律令制職員の一。太政官において様々な事務処理や文書を扱い、太政官と諸官司・諸国との間の連絡に当たるのを職務とした。律令政治の要をなす行政事務執行機関、行政命令書発給機関の役目を持つ。左右両局に分かれ、それぞれ大弁（従四位上相当）一人、中弁（正五位上相当）一人、少弁（正五位下相当）一人の計六人が定員であるが、初期には右中弁と左右少弁のどちらかの二人の権官が置かれ、八弁といわれた。しかし、平安時代には権弁は一人で七弁と称された。左右の弁官に職務上の区別はないが、凶事は右弁官、それ以外は左弁官が下すのが通例である。実務家のかなりよい家柄の者が代々任せられることが多く、大弁は唐名を大丞とも称し、三位の参議である例も多い。

(4) 史・四等官制（役所の幹部職員として長官・次官・判官・主典）の最下位、主典の地位にある官人のうち、神祇官及び太政官の主典を史という。弁官の下で文書の読申や作成などを行なった。太政官のうち、左右弁官局には大史と小史がおのおの二名おり、計八人の史が属した。大史は正六位上を相当位とした。

【解説】

本条は太政官符における吉凶の宣旨について述べている。太政官符の中には吉凶二つの宣旨がある。宣旨の発給については、弁官局より宣旨が出された場合、左弁官は吉事、右弁官は凶事を下すのが通例と述べている。宣旨の最後に端に置くべき字を書して、史の名前を加えたものが宣旨の形式であるとも述べている。

(増山賢俊)

【本文】

請⁽¹⁾官符⁽²⁾一儀事⁽³⁾
在⁽⁴⁾院⁽⁵⁾下⁽⁶⁾文⁽⁷⁾并⁽⁸⁾院⁽⁹⁾宣⁽¹⁰⁾

先御所中作法

寺別当・檢校御弟子、一身阿闍梨、若御領等、如⁽¹⁾此之時、皆以⁽²⁾史長者⁽³⁾被⁽⁴⁾下⁽⁵⁾。若⁽⁶⁾本自參⁽⁷⁾御所⁽⁸⁾者、不⁽⁹⁾及⁽¹⁰⁾左右⁽¹¹⁾參⁽¹²⁾着⁽¹³⁾于⁽¹⁴⁾時⁽¹⁵⁾侍⁽¹⁶⁾。不⁽¹⁷⁾然⁽¹⁸⁾之者、無⁽¹⁹⁾其儀⁽²⁰⁾。御房官出合取⁽²¹⁾覽箱之蓋⁽²²⁾持⁽²³⁾參⁽²⁴⁾御所⁽²⁵⁾。其⁽²⁶⁾後⁽²⁷⁾、以⁽²⁸⁾同⁽²⁹⁾房官⁽³⁰⁾祿物賜⁽³¹⁾之⁽³²⁾。次⁽³³⁾小使⁽³⁴⁾一人⁽³⁵⁾中⁽³⁶⁾隨⁽³⁷⁾時⁽³⁸⁾有⁽³⁹⁾之⁽⁴⁰⁾。於⁽⁴¹⁾庭⁽⁴²⁾公⁽⁴³⁾文⁽⁴⁴⁾賜⁽⁴⁵⁾之⁽⁴⁶⁾。不⁽⁴⁷⁾裹⁽⁴⁸⁾物⁽⁴⁹⁾不⁽⁵⁰⁾置⁽⁵¹⁾物⁽⁵²⁾、只⁽⁵³⁾紙⁽⁵⁴⁾細⁽⁵⁵⁾折⁽⁵⁶⁾上⁽⁵⁷⁾下⁽⁵⁸⁾結⁽⁵⁹⁾之⁽⁶⁰⁾。史⁽⁶¹⁾生⁽⁶²⁾白⁽⁶³⁾絹⁽⁶⁴⁾、官⁽⁶⁵⁾掌⁽⁶⁶⁾黃⁽⁶⁷⁾絹⁽⁶⁸⁾。次⁽⁶⁹⁾仕部⁽⁷⁰⁾一人⁽⁷¹⁾中⁽⁷²⁾覽⁽⁷³⁾箱⁽⁷⁴⁾、覽⁽⁷⁵⁾箱⁽⁷⁶⁾之⁽⁷⁷⁾蓋⁽⁷⁸⁾入⁽⁷⁹⁾二⁽⁸⁰⁾四⁽⁸¹⁾丈⁽⁸²⁾白⁽⁸³⁾布⁽⁸⁴⁾一⁽⁸⁵⁾段⁽⁸⁶⁾。以⁽⁸⁷⁾公⁽⁸⁸⁾文⁽⁸⁹⁾賜⁽⁹⁰⁾之⁽⁹¹⁾。又⁽⁹²⁾小⁽⁹³⁾使⁽⁹⁴⁾并⁽⁹⁵⁾仕⁽⁹⁶⁾部⁽⁹⁷⁾於⁽⁹⁸⁾

便宜之所給酒肴⁽⁴⁴⁾。至史長官⁽⁴⁵⁾不⁽⁴⁶⁾然⁽⁴⁷⁾。中有⁽⁴⁸⁾憚之故也。又若史長者有⁽⁴⁹⁾故障⁽⁵⁰⁾之時、以⁽⁵¹⁾六位史⁽⁵²⁾被⁽⁵³⁾下⁽⁵⁴⁾官符⁽⁵⁵⁾。此時不⁽⁵⁶⁾登⁽⁵⁷⁾于⁽⁵⁸⁾侍⁽⁵⁹⁾、伺⁽⁶⁰⁾候⁽⁶¹⁾緣⁽⁶²⁾辺⁽⁶³⁾、禄物⁽⁶⁴⁾平絹被⁽⁶⁵⁾。自餘之儀皆以同⁽⁶⁶⁾前⁽⁶⁷⁾云⁽⁶⁸⁾。

【校勘】

海には該当箇所なし。

- (1) 符…種(東)府。
- (2) 事…底(種)内(東)慈(真)なし、(長)により改む。
- (3) 在…種(左)。長なし。
- (4) 院庁御く并院宣…長なし。
- (5) 庁…内(心)。
- (6) 校…種(補)授。
- (7) 闈…長(舍)。
- (8) 皆…種(東)習。
- (9) 史…真(吏)。
- (10) 被下…底(内)東(被)、種なし、慈(長)真により改む。
- (11) 仍…長なし。
- (12) 或…慈(式)、慈(注)或イ。
- (13) 夫…底(種)内(東)文、慈(長)真により改む。
- (14) 史…東(真)吏。
- (15) 本自…長(自)本。
- (16) 着…東(長)真(著)。
- (17) 于…底(種)東(予)、長なし、内(慈)真により改む。
- (18) 時…長なし。
- (19) 侍…種(長)なし。
- (20) 然之…長(午)。
- (21) 覧…口(上)敷。
- (22) 後…長(后)。
- (23) 房…慈(坊)。
- (24) 禄…慈(長)録。
- (25) 清…慈(長)なし、真(綾)。
- (26) 被物可重…長なし。
- (27) 史…東(真)吏、長なし。

- (28) 生官掌く時有之…長なし。
- (29) 公文賜…長賜公文。
- (30) 疋…種止、東匹。
- (31) 丈…内文。
- (32) 不…長録物不。
- (33) 褰…長真囊。
- (34) 只…真唯。
- (35) 史…真吏。
- (36) 覽箱持也…長口なし。
- (37) 布…真絹。
- (38) 段…長反。
- (39) 疊…種畧互。
- (40) 也…底種内東なし、慈長真により改む。
- (41) 以…種東次。
- (42) 并…長並。
- (43) 之…長なし。
- (44) 肴…底種内東希、底注内注肴歟、底注内注
- (45) 史…真吏。
慈長真により改む。
- (46) 不…長者不。
- (47) 然中…長爾。
- (48) 有…口中有。
- (49) 若…長なし。
- (50) 史…真吏。
- (51) 史…真吏。
- (52) 符…東府。
- (53) 于…種東慈注長なし。
- (54) 侍…慈真時、慈注侍イ、長なし。
- (55) 伺…底種内東祇、慈船、長なし、真により改む。
- (56) 辺…種過。
- (57) 禄…慈長録。
- (58) 平絹被物一重…長なし。
- (59) 云云…長也。

【訓読】

官符を請ふ儀「院庁御下文並びに院宣」

先ず御所中の作法

寺別当・檢校の御弟子、一身阿闍梨、若しくは御領等、此の如くの時、皆な史の長者を以て下さる(8)。「五位なり。仍つて或いは大夫史と云ふ」(9)。若し本より御所に参ずれば、左右に及ばず参着し時に侍る。然らざれば、其の儀無きか。御房官が出合ひて覽箱の蓋を取り御所に持参す。其の後、同房官を以て祿物之を賜ふ「清き被物重ぬべし」(10)。次に小使一人「史生・官掌の中、時に随ひ之有り」、庭に於いて公文これをもつて賜ふ「疋絹六丈、絹なり」(11)。物に裹まず物に置かず、只だ紙を細く折りて上下に之を結ぶ。史生には白絹、官掌には黄絹なり。次に仕部一人「覽箱持なり」、覽箱の蓋に四丈の白布一段を入れ「之を畳み入るなり」、公文を以て之を賜ふ。又た小使並びに仕部には便宜の所に於いて酒肴を給ふ。史の長官に至りては然らず。中に懼り有るの故なり。又た若し史の長者故障有るの時は、六位の史を以て官符を下さる。此の時は登らずして手に侍り、縁の辺に伺候す。祿物あり「平絹の被物一重」。自餘の儀は皆な以て前に同じと云云。

【注釈】

(1) 院庁御下文・院庁下文ともいう。院庁(上皇・法皇・女院に付属する家政機関)から管下の機関に下す下文(上位者から下位者への伝達・命令・授權などに用いられた文書)様の文書。院領・院御願寺領・女院領および院分国の支配のために発信される。

(2) 院宣・上皇または法皇が出した宣旨。もともと上皇の口答命令ないしその内容を示す語であるが、

- 転じて側近が院の宣旨を当事者に伝える文書を指すようになる。当初は内容的に直接政務を決済するものではなく、これをもつて太政官や国司等の文書の発信を導き出すもの、ないしその結果を関係者に伝えるものであったが、十三世紀半ば以降は、官符・官牒・官宣旨等に代わり直接所領の寄進・安堵、相論裁許、国の租税の徴収・停止等の政務まで決済するようになる。
- (3) 御所…天皇・上皇・皇后などの日常的、又は臨時の居所。本条では院庁を指す。居所の施設全体を指す場合と、常御所・御所間などのような特定の建物・建物の一部を指す場合とがある。
- (4) 寺別当…大寺院における長官として三綱の上に在り、一山を統括する職。東大寺・興福寺・法隆寺・四天王寺などに置かれた。
- (5) 檢校…本条では僧職を指す。平安時代より見られるが、寺社によって常に置かれるもの、臨時のもの、また職務内容や性格も異なる。高野山、熊野三山、金峰山、無動寺等の寺院や、石清水、春日、日吉、祇園等の神宮寺の檢校は、一山全体の頭領として寺務や社務を統括していた。
- (6) 一身阿闍梨…真言宗・天台宗に見られる灌頂師の号。多くは皇族や藤原氏で、伝法灌頂位を授けることができ、一代に限り官符により任命された。
- (7) 御領…御料人を指すと考えられる。貴人の子息・子女の意で、御料とは貴族の間で家督や配偶資格のある男子へ与えられる資産をいう。また、転じてそれを得る資格の在る家督・配偶予定者も指すようになった。
- (8) 史の長者…大史は左右に一名ずついるが、左大臣が右大臣の上に位置づけられるように、左右では左が右の上に位置づけられるため、左大史が史の長者と考えられよう。
- (9) 五位…位階は内外位合わせて五十階あり、その第十一階の正五位上から第十八階の外従五位下まで

の位階を指して五位と呼ぶ。大夫はその通称である。四位、またはそれ以上を含む場合もあり、また大夫と読めば官司の職・坊などの長官名を意味する。五位以上は殿上人と言われ、六位以下とは著しい格差がある。

(10) 大夫史・史は本来六位相当の官であるが、その中で五位以上に昇る例が出てきた。五位以上に昇った史を大夫史と称した。橋本義彦・曾我良成によれば、小槻氏の長者が大夫史を世襲したとあり、これによれば史の長者とは小槻氏の氏の長者を指すことになるだろう。

(11) 房官・坊官ともいう。平安時代中期以降の寺院社会にあつて、高い僧階・寺職を持つ寺僧が止住する「房」「院」「室」には、家政機関として房政所が置かれた。その構成員の寺僧を坊官というが、本条では、御所に勤める僧侶を指すのであろう。

(12) 覧箱・文書または宣旨などを納める箱。

(13) 被物・俸禄の一種で、位の上の者が下の者に与える。主として衣装の類で、与える人が直接相手の肩にかつがせてやるところから「かづけ物」という。

(14) 史生・役所の四等官の下に属する下級役人で、公文書の清書や複写、装丁を行い、四等官の署名を集めることを仕事とする。本条では左右弁官局に所属する史生を指す。

(15) 官掌・律令制の官職の一つ。律令官制において、太政官内の左右弁官および八省に掌が置かれた。左弁官・右弁官の掌を左官掌・右官掌といい、八省の掌を省掌といった。それぞれ定員は二名で、官掌・省掌は史生の配下にあり、訴え出た人の行動や言葉使いを指導し、使部を監督し、官庁の建物や設備を管理・整備することを職務とする。

(16) 公文・文書を扱う役人であり、役所のこと。本条では、公文である公文書を保管し、関連する事務

を行ら役所の役人を指す。

(17) 仕部…本条では「仕部」となっているが、これはおそらく「使部」であると考えられる。律令制の官職の一つで、すべての在京の大政官その他の役所に置かれる下級官職。定められた職務はなく、雑用に従事する。六位以下八位以上の官人の嫡子で、とりたてて才能のない者を任じる。

【解説】

本条は、「請官符儀」の説明の最初の部分である。御所の中における作法等について説明されている。寺別当・検校の御弟子、一身阿闍梨、御料等へ官符を下す場合には、五位の史の長者（大夫史）によってその官符を下す。史の長者が御所に行った場合、到着すると特別な作法なしに所定の位置に着く。房官が史の長者に会い、まず覧箱の蓋を取って、覧箱を御所の中に持参する。そのとき、同じ房官によって禄物が下賜される。その禄物は重ねの被物である。史の長者に従って来た小使と仕部に対しても禄物がある。

小使は史生・管掌の中から選ばれる。史生の場合には白絹、管掌の場合には黄絹六丈がそれぞれ公文によって与えられる。なお、物に包んだり物の上に置かず、ただ紙を細く折って上下に結んだ状態で与えられる。仕部は覧箱を持つ役目の人であり、仕部に対しては覧箱の蓋に四丈の白布を一段入れて与える。それも公文がこれを与えるのである。

また、小使と仕部に対しては、都合の良い場所で酒肴が振舞われる。ただし、史の長者に対しては酒肴の饗宴はない。殿中においては支障があるからである。もし史の長者に支障があり、その役を果たせないときは、六位の史をもって官符を下される。この時は、六位なので殿上に上ることなく、縁のふちに伺候するのみである。禄持はやはり被物であるが一重である。そのほかの儀、小使と仕部に対する禄物は先と

同じである。

(増山賢俊)

【本文】

次々⁽¹⁾所義

執行供僧阿闍梨、或以⁽¹⁾六位史⁽²⁾被⁽³⁾下、其義如⁽⁴⁾上。但以⁽⁵⁾房官⁽⁶⁾入⁽⁷⁾中門廊⁽⁸⁾。彼時房官、下⁽⁹⁾庭引⁽¹⁰⁾導⁽¹¹⁾史生⁽¹²⁾。官掌⁽¹³⁾・仕部等録⁽¹⁴⁾次第如⁽¹⁵⁾上。又若史生⁽¹⁶⁾・官掌為⁽¹⁷⁾大使之時、以⁽¹⁸⁾仕部⁽¹⁹⁾為⁽²⁰⁾小使⁽²¹⁾。此時別無⁽²²⁾着座之義⁽²³⁾、房官出⁽²⁴⁾合庭⁽²⁵⁾取⁽²⁶⁾官符⁽²⁷⁾。至⁽²⁸⁾録物⁽²⁹⁾者、大使之時、正絹給⁽³⁰⁾之。近代或ウツヲキ又⁽³¹⁾是也⁽³²⁾。小使之時、四丈布一段⁽³³⁾卷如⁽³⁴⁾前、上下結給⁽³⁵⁾之。無⁽³⁶⁾畏物⁽³⁷⁾云⁽³⁸⁾。覽箱持之⁽³⁹⁾禄物如⁽⁴⁰⁾上文⁽⁴¹⁾。於⁽⁴²⁾便宜之所⁽⁴³⁾酒肴給⁽⁴⁴⁾之。若六位史、以⁽⁴⁵⁾侍勸⁽⁴⁶⁾酒肴⁽⁴⁷⁾、史⁽⁴⁸⁾・官掌之時、只以⁽⁴⁹⁾中童子等⁽⁵⁰⁾勸⁽⁵¹⁾之云⁽⁵²⁾。酒肴体只肴有⁽⁵³⁾二種⁽⁵⁴⁾。菓子二種⁽⁵⁵⁾之⁽⁵⁶⁾前居⁽⁵⁷⁾、机備⁽⁵⁸⁾之。四種物云是也⁽⁵⁹⁾云⁽⁶⁰⁾。酒入⁽⁶¹⁾提、大臣家之外⁽⁶²⁾銚子無⁽⁶³⁾之云⁽⁶⁴⁾。次所此義常事也。官符清文無也⁽⁶⁵⁾云⁽⁶⁶⁾。

【校勘】

海に該当箇所なし。

- (1) 々…種之。
- (2) 史…真吏。
- (3) 其…長なし。
- (4) 義…慈(長)儀。
- (5) 上…慈なし。
- (6) 廊…底席、種(東)慈(真)により改む。
- (7) 彼…種被。
- (8) 史…真吏。
- (9) 録…長(口)録物。
- (10) 又…真若。
- (11) 若…慈(長)なし、(真)又。
- (12) 史…真吏。
- (13) 着…(東)真著。

- (14) 義…長儀。
(15) 合…真長入。
(16) 符…東府。
(17) 至…長賜之。
(18) 者…底名、種(東)慈(真)により改む。
(19) 疋…東匹。
(20) 給…底絹、種(東)慈(真)により改む。
(21) 代…内儀。
(22) ヲ…慈(長)ヲ。
(23) 掛…真掛。
(24) 丈…慈大。
(25) 段…種(東)段、(長)反。
(26) 卷…底(種)局、(東)慈(真)により改む。
(27) 前…長上。
(28) 褰…内果衣、(真)褰。
(29) 云云…長なし。
(30) 持…種物。
(31) 文…長なし。
(32) 肴…種希。
- (33) 史…真吏。
(34) 侍…長時。
(35) 肴…種(東)布。
(36) 史…真吏。
(37) 之…長なし。
(38) 只…真唯。
(39) 肴…種希。
(40) 体…慈(長)鉢。
(41) 只…真唯。
(42) 肴…種希。
(43) 有…底(内)なし、種(東)慈(真)により補う。
(44) 前…種(東)前々。
(45) 机…慈(真)札。
(46) 之…長之云。
(47) 云…長なし。
(46) 云云…長なし。
(47) 次所此く也云云…長なし。
(48) 符…種(東)府。
(49) 無…慈(真)無之。

【訓読】

次に次所の義

執行・供僧の阿闍梨、或は六位の史を以て下さるるは、其の義上の如し。但し房官を以て中門の廊に入る。彼の時房官、庭に下りて史生を引導す。官掌・仕部等の録の次第は上の如し。又た若し史生・官掌を大使と為すの時は、仕部を以て小使と為す。此の時は別の着座の義無く、房官庭に出合て官符を取る。録物に至りては、大使の時、疋絹これを給ふ。近代には或はウツヲキ又なり「大掛是れなり」。小使の時、四丈布一段巻なるは前の如く上下を結びてこれを給ふ。褰物無きなり。覽箱持の禄物は上文の如し。便宜の所に於いて酒肴これを給ふ。若し六位の史ならば、侍を以て酒肴を勧め、史・官掌の時は、只だ中童子等を以てこれを勧む。酒肴の体は只だ肴に二種有り「端にこれを居す」。菓子二種「前にこれを居す」、机にこれを備ふ。四種物と云ふは是れなり。酒は提に入れ、大臣家の外には銚子これ無し。次所には此の義常の事なり。官符には清文無きなり。

【注釈】

- (1) 次所…詳細不明。前条が御所における説明であつたため、本条において次所とは「御所に次ぐ所」の意味であろうか。
- (2) 執行・供僧…執行とは寺社の役僧のことで、上首として諸務を執り行う役を指す。また供僧とは供奉僧のことであり、本尊に仕えて奉仕する僧を指す。
- (3) 六位の史…史とは、令制における四等官の最下位、主典の地位にある官人のうち、神祇官及び太政官の主典を指す。神祇官の史は相当位が大史正八位下、小史従八位上であり、太政官の史は相当位

が左右大史正六位上、左右小史従八位上である。ここでは「六位」であるため、太政官の史を指している。

(4) 房官・坊官とも。法皇の御所・門跡寺院に仕えた在家の僧のことで、剃髪して僧衣を着し、帯刀するとともに、肉食妻帯も許されていた。

(5) 中門の廊・寢殿造で、東西の対の屋から南方に出て釣殿に通じる渡殿。中間に門を開き中門といい、その南北を中門北廊・中門南廊という。中門北廊には沓脱くつぬぎを設け、出入り口となる。

(6) 史生…太政官や八省など諸官司に置かれた下級の事務官。文書の書写や修理、雑用に使われた。

(7) 官掌…太政官の下僚で雑役をつとめる者。太政官の弁官の下にいる官。左右各二人。

(8) 仕部…本文では「仕部」となっているが、これはおそらく「使部」であると考えられる。使部とは令制で、太政官の八省以下の役所で雑役に使われた下級役人を指す。

(9) 大使…(おおかい)。天子の使者。第一の使者。正使ともいう。

(10) 小使…(そいづかい)。大使・正使を補助し、付添って行く使者。副使ともいう。

(11) 官符…太政官符の略。令制で、太政官から八省諸司、または諸国に下した公文書。

(12) 録物…禄として賜う物。特に布帛ふはくまたは金銭を指す。

(13) 疋絹…(ひけん)。疋とは、布帛二反を単位として数える語。つまり二反ずつ巻いてある絹を指す。

(14) ウツヲキヌ…詳細不明。しかしながら本文には「大樹是也」とある。この「大樹」は「大桂」を指すと推定される。大桂とは、ゆき、たけなどを大きく仕立てた桂うもぎのことで、禄などに賜わるもの。着る時に普通の桂に仕立て直す。

(15) 四丈布一段巻…丈は長さの単位であり、一丈は十尺(約三メートル)に相当する。また、中国周代

に用いられた周尺においては、一丈は約一、七メートルである。ここでは四丈であるため、周尺を用いているか。一段は一反と同意である。

(16) 覧箱持・覧箱とは御覧箱の略で、宣旨などを納める箱。藤や葛かずらで作り、かぶせ蓋のあるもの。先条に「仕部一人「覧箱持也」とあることから、覧箱持とは覧箱を持する仕(使)部のことであると推測される。

(17) 提…(ひさげ)。鉉と注ぎ口をついた、鍋に似てやや小型の金属製の器。湯や酒を入れて、下げたり、暖めたりするのに用いる。後には、そのような形で酒を入れて杯などに注ぐ器具にもいう。

(18) 銚子・酒を杯に注ぎうつすのに用いる器で、柄を長くしたもの。木製または金属製で、近世では多く婚礼用に用いる。

【解説】

本条は、次所にて官符を請うことを説明している。執行・供僧の阿闍梨や六位の史によって下される場合、前条とほぼ同様の所作であるものの、房官の所作が加えられている点が指摘できる。また、史生や官掌を大使とする場合は、使部を小使とし、房官は庭にて官符を取る。禄物についても、大使であれば足絹、小使であれば四丈布一反というように、詳細に定められていたようである。

また、ここでは酒肴が振舞われるようであるが、これは御所における所作では見られないものである。この酒肴の接待についても、位や役職の高下によって細かな決まりがあったのである。

(別所弘淳)

【本文】

院庁御下文

以_二官庁被_レ下_一。大使也。史生官掌之党也。参向之時、無_二着座之義_一。只以_二房官於_レ庭賜_レ之。禄物等之儀、一切如上也。平絹被。小
使布一段卷給_レ之義如上。覽箱持布給_レ之義如上。於_二便宜之所_一給_二酒肴_一之義、又以同_レ前也。

【校勘】

⑨に該当箇所なし。

(1) 史…真吏。

(2) 党…長堂。

(3) 無…種なし。

(4) 着…真著。

(5) 義…慈真儀。

(6) 只…真唯

(7) 賜之…底種内東慈凡令、真取合、長により

改む。

(8) 等之儀く如上也…底種内東慈真なし、長に

より補う。

(9) 平絹被く同前也…長なし。

(10) 段…種東慈段。

(11) 卷…底種局、東慈真により改む。

(12) 義…真儀。

(13) 覽…底種東説、慈真により改む。

(14) 義…慈真なし。

(15) 之…慈なし。

(16) 肴…種希。

(17) 義…真儀。

【訓読】

院¹庁御下文

官²庁を以て下さる「大使なり。史生・官掌の党なり」。参³向の時は、着座の義無し。只だ房官を以て庭に於いてこれを賜ふ。禄物等の儀、一切は上の如きなり「平絹⁴被物一重」。小使は布一段巻これを給ふるの義上の如し。覽箱持には布これを給ふるの義上の如し。便宜の所に於いて酒肴を給ふるの義も、又た以て前に同ずるなり。

【注釈】

(1) 院庁御下文…院庁下文ともいう。院庁とは、上皇または女院に付属して院中の庶務を処理する機関。この院庁がその支配下の機関や所領に発給する下文。基本的に直接国政に関わることには用いられなかった。ただし、国司が在庁官人等に指示を下す際、その遂行を促すために添えられる場合もあった。

(2) 官庁…令制の、太政官の役所。

(3) 参向…高位の人の所へ出向くこと。

(4) 平絹被物一重…平絹^{ひらぎぬ}とは、平織りの絹布のこと。被物^{かぶせもの}とは、功労に報いるために与える衣類などを指す。一重とは単衣^{ひとえぎぬ}の略であり、装束の最も下に着る衣のこと。

【解説】

本条は、「院庁御下文」に関する条である。院庁御下文は、太政官の役所より下される。ほぼ前条のご

とき所作であるが、参向、すなわち高位の人の所へ出向く時においては、例外的な所作がある。

(別所弘淳)

【本文】

院宣

院庁召使之役也。白布一段給^①之、無^②酒肴之儀^③云^④。謗^⑤云、非^⑥可^⑦随^⑧時也。

謹請^⑨宣事等。

【校勘】

⑨に該当箇所なし。

(1) 段^⑩・長^⑪反。

(4) 云云^⑫・長^⑬也。

(2) 肴^⑭・種^⑮東希。

(5) 謗云非^⑯宣事等^⑰・長^⑱なし。

(3) 儀^⑲・底^⑳種^㉑内^㉒東^㉓長^㉔義、慈^㉕真^㉖により改む。

【訓読】

院宣^①

院庁^②の召使^③の役なり。白布一段これを給ひ、酒肴の儀無しと云云。謗りて云く、時に随ふべきに非ざる

なり。

謹みて宣を請ふ事等^④。

【注釈】

(1) 院宣…院の命令を侍臣が奉り、その意向をしたためた書札様文書。本来は上皇・法皇の宣旨という意味で、院の口頭による命令のことをいう。ここでは、公式様文書・下文様文書とは異り、封式に従って本紙・礼紙・封紙と呼ばれる糊継ぎをしない料紙を用いる。

(2) 院庁…上皇または女院に付属して院中の庶務を処理する機関。別当以下の院司がその職員にあたる。なお平安・鎌倉時代の記録類をみると、限定的に用いられる場合が多く、院司機構の中では、別納所などの分課的な機関に対し、別当―判官代―主典代の指導下で院中の雑事を処理する下級庶務機関のことを指している。

(3) 召使…官中・太政官で雑用に当たった微官。儀式の際に上卿の宣を受け、諸官を召したり、公卿のもとに遣わされ外記の伝達次項を申し、陣定のための参内を催したりする。

(4) 謹みて宣を請ふ事…宣旨または院宣を謹んで請うこと。ここでは、本条に続く文なのか、あるいは次の条目名を示しているのか不明である。

【解説】

本条は、院宣に関する解説である。

院宣は、院庁にいる召使によって下される。そのとき、白布一段を給わり、酒肴の儀を行わない。ただし、時（あるいは流行り）に従ってはならないと誇っている。

(中村賢識)

一五、雜書曆事

【本文】

雜書曆事^①

雜書之中、以^②陰陽頭家榮之本^③、為^④正。當時公家、被^⑤用^⑥二件本^⑦云。初見^⑧新曆^⑨、必與^⑩繰見^⑪之。是口伝也^⑫。曆中段札記月令卷之文也。中段之下注周易七十二氣也。公家之御曆中二行置被^⑬書^⑭。日記之料^⑮云云。二卷被^⑯調^⑰之。親王関白家准^⑱之。

【校勘】

海に該当箇所なし。

- (1) 雜…底(慈)眞六雜、種(東)長により改む。
- (2) 之…種(長)なし。
- (3) 頭…底(種)内(東)以、慈(長)眞為、(眞注)衍敷、(口)により改む。
- (4) 榮…(眞注)宮敷。
- (5) 為…長也。
- (6) 時…種(東)なし。
- (7) 被…種(被)被。
- (8) 繰…長なし。
- (9) 云云…長なし。
- (10) 令…底(注)種(東)冬。
- (11) 中…長下。
- (12) 之下注…種(種)之下註、(長)なし。
- (13) 易…長易之。
- (14) 置…長置此。
- (15) 書…眞出。
- (16) 料…慈科。
- (17) 云云…長也。
- (18) 二卷被^⑰家准之…長なし。

【訓読】

雑書暦の事

雑書⁽¹⁾の中、陰陽頭家栄の本を以て、正と為す。当時の公家、件の本を用ふらると云云。初めて新暦⁽⁴⁾を見るに必ず奥まで繰りてこれを見る。是れ口伝なりと云云。暦の中段は『礼記』⁽⁵⁾「月令」の巻の文なり。中段の下の注は『周易』⁽⁶⁾の七十二氣なり。公家の御暦は中二行置きて書かる。日記の料なりと云云。二巻⁽¹⁰⁾これを調えらる。親王関白家これに准ず。

【注釈】

(1) 雑書…和文・漢文、写本・刊本を問わない各種の暦占書。八卦・方位・干支・納音^(なっちん)・十二直^(じゅうにちよく)・星宿・七曜などによる日の吉凶、種々の禁忌、男女の相性運勢などの雑多な暦占を記す。

(2) 陰陽頭…(おんみょうのかみ)。中務省所属の役所である陰陽寮にて、卜筮^(ぼくし)、天文、暦、時刻のこゝとをつかさどる職員。定員一名で、官位は従五位下相当。長官として陰陽寮を統括し、天文、暦、風雲、気色のすべてを監督する。異常発生時には外部に漏れることなくこれを記録密封し極秘に上奏したり(天文密奏)、暦博士が作成した新年の暦を毎年十一月一日までに調進(御曆奏)したりする。

(3) 家栄の本…平安中期以降の陰陽・暦家であり、陰陽頭の賀茂家栄(一〇六六〜一一三六)が著した『陰陽雑書』(尊経閣文庫所蔵)。賀茂家の陰陽道の吉例・禁忌等の諸事項を集大成した陰陽書。

(4) 新曆…来年の曆。天皇用の曆には具注曆と七曜曆の二通りあり、具注曆は十一月一日、七曜曆は正月一日に新曆を奏する。

(5) 『礼記』「月令」の卷…三礼の一つである『礼記』は、五経の一つで、周末から秦・漢時代の儒者の古礼に関する説を集めて記したものをいう。今日伝わる『礼記』は、もと二一四編あったうちの四九編をまとめた「小戴礼」で、その中の一つに「月令」がある。「月令」は、一年の年中行事と天文や曆について論じたもので、秦の呂不韋が編纂させた『呂氏春秋』の引き写しとされる。

(6) 『周易』…(しゅうえき)。三易の一つ、五経の一つで『易経』ともいう。爻辞・卦辞・卦画に基づいた占術を記す。

(7) 十二気…旧曆で一年を七十二に分け、五日または六日間を一候として、その時候の変化を示したもの。
(8) 公家の御曆…天皇用の具注曆には一日を二行ないし数行にとつて、書込みができる間あきのものがあり、『御堂関白記』など公家(天皇・上皇・皇后など)の日記として用いられた。

(9) 日記の料…具注曆に使用される料紙(用紙)を指すか。

(10) 二卷…古くより用いられる、漢字のみで書かれた具注曆は、半年一卷の巻物で、一年二巻で一組になっている。

【解説】

本条は、公家の雑書曆に関する解説である。

当時の公家(今上天皇)は、賀茂家栄の『陰陽雑書』を用い、新曆を初めて見る時は、必ず奥まで繰りてみるのを口伝とする。曆の中段は『礼記』「月令」の巻の文で、その下に注として『周易』の七十二気

を記す。公家の暦は中二行明けてあり、そこに日記を書く。

これらは二巻に調えられるが、親王・関白家も同じとされる。

(中村賢識)

一六、消息の事

【本文】

消息事

奉^①貴人^②消息有^③二様^④。其中先宗有様、以^⑤二枚^⑥書^⑦之、以^⑧二枚^⑨為^⑩二礼紙^⑪。其上又以^⑫一枚^⑬卷^⑭之、其後又以^⑮二枚^⑯立文。上書不^⑰書^⑱之。只以^⑲紙捻^⑳中結^㉑マムスヒニスル也。其上墨引^㉒、封下名真可^㉓書^㉔也云。

【校勘】

⑭(海長)に該当箇所なし。

(1) 消…底(種)内(東)慈(真)七消、(種)清。

(2) 消…種御。

(3) 其…東有、(東)補其。

(4) 卷…(種)局。

(5) 只…(真)唯。

(6) 結…慈(真)給、(慈)注結イ。

(7) 墨…慈黒。

(8) 封…底(内)東(真)卦、(種)慈により改む。

(9) 名…慈(真)なし。

【訓読】

消息の事

貴人に奉る消息に二様有り。其の中に先づ宗の有り様は、二枚を以てこれを書し、二枚を以て礼紙と爲す。其の上に又た一枚を以てこれを巻き、其の後に又た二枚を以て立文とす。上書きはこれを書せず。只だ紙を以て中を捻りて結びてまむすびにするなり。其の上に墨を引き、封の下に名を真に書すべきなりと云云。

【注釈】

(1) 消息…個人が他人に音信を伝える文書。院政期になると、公文書の補助的な役割もするようになり、御教書等の公的な文書を除く書札、すなわち私信を消息と呼ぶようになった。形態的特徴には、行書体で記すこと、封を加えること、料紙を糊付けせず重ねや組み合わせで用いること、礼(書札)を伴うものであること、日付に年号を加えないことなどがある。また系譜的に、和歌の贈答に求められるといわれる仮名消息もある。

(2) 宗の有り様…大もと、根本の考え、正式、本来の在り方のこと。

(3) 礼紙…(らいし)。相手に対する礼儀として付す本紙の共紙。正式の書札様文書では、本文が書かれた本紙に共紙の礼紙を付して、奥から折り畳んで必要に応じて封をする。そのため、礼紙は白紙を普通とするが、本文が長くなった場合にはその続きを書くことがある。これを礼紙書という。現在の古文書学では、一部の中世の書札礼にしたがって、追而書のことを礼紙書・礼紙端書という。しかし現存の文書をみる限り、礼紙に追而書を書く例はなく、本紙・礼紙とは別の用紙に追而書を書いている。この場合には封紙を含めると四紙になる。

(4) 立文…(たてぶみ)。文書の料紙を横長にした縦紙に書いた文書。または豎文ともいう。最も一般的な文書の書き方であるが、鎌倉時代ごろから折紙、さらには切紙等が用いられるようになること、これらを略式の文書として、立文を正式の文書とした。

(6) まむすび…真結びのこと。紐を打ち違えて結び、再び打ち返して、また結ぶこと。こまむすびともいう。

(7) 封…厳密には文書が受取人に届くまで他見を許さないという意味で、封じ目を加えることをいう。封は、書札様文書だけに行い、公式様文書や下文様文書には行わない。書札様文書では、本紙・礼紙を背中合わせにして重ね、本紙が内側になるように左から小さく折り畳む。そのうえで、本紙の袖(右端)の下半分を細く切って、それを紙紐の代わりにして巻き、封として墨を引く。このように、礼紙の左端に書かれた墨引きを切封といい、公文書である院宣・綸旨・御教書等を除く書札、私信(書状)の場合のみに行われた。次に、本紙・礼紙の共紙(封紙)を縦長にして、折り畳んだ本紙・礼紙を包む。そして、上書きとして充所・差出書を書き、折封・捻封等の封をして相手方に届ける。以上をもつて正式とするが、時には封紙を省略し本紙と礼紙だけ、あるいは更に更に礼紙を省略して本紙一紙だけを相手方に届けることもある。これを略式として、封の仕方にはさまざまな場合があり、一概に説明することはできない。ただ、最も代表的な例を挙げると、本紙・礼紙二紙の場合、礼紙の奥に上書きを書き、切封または捻封を加える場合が多い。

(8) 真…真行草の一つ。ここでは楷書を指す。

【解説】

本条は、消息の書式に関する解説である。

消息は、公的な文書を除く書札、すなわち私信のことで、貴人に奉るときに二種類の書式があるとされる。基本的な形態としては、二枚をもって消息を書き、もう二枚を礼紙として添える。その上に一枚を封紙として用いて巻いたあと、さらにもう二枚を用いて立文とする。

その際、上書きは書かないで、別の紙で真ん中を捻って真結びに結う。その上に墨を引いて、封の下に名を書かなければならないという。

（中村賢識）

【本文】

次細々奉文様^①

以三枚一書^②之。以一^③枚^④為懸紙^⑤。切別紙^⑥封之順封^⑦之。其封上書^⑧名^⑨云云。凡封文順逆有二^⑩様^⑪。以順為正^⑫。順二遍^⑬卷短不足之時逆封^⑭之。無別様^⑮云云。又名下、或上、若奉。又請文等書事、傍不^⑯可^⑰寄^⑱。只正又時付旨奥月日之下書付。而忘却無、若封了時、上書之下左書^⑲之。御侍方書所也^⑳云云。凡時付之状返事、又可^㉑為二時付^㉒也。其外只今。書状又可^㉓有時付^㉔云云。又奥上所立文必可^㉕書。封文用否、任意進上・謹^㉖上^㉗中^㉘下^㉙。又謹奉書事有。但近代常不^㉚書^㉛也。恐惶・頓首・謹言。恐惶^㉜・謹言^㉝已上^㉞。恐々・謹言^㉟等^㊱。如件・以状・謹状・不具・不宣^㊲下輩^㊳。但以状近代不^㊴書^㊵云云。又奉^㊶貴人^㊷之状、名真墨黒可^㊸書^㊹云云。最注之状追言上^㊺敬^㊻人^㊼。上申上啓^㊽等同^㊾。奥重謹言此常事也。但閑白家并基親卿之家下書^㊿之云云。

【校勘】

⑨に該当箇所なし。

- (1) 次細々奉文様…種なし。
- (2) 順…種類。
- (3) 順…東真なし。
- (4) 遍…内反。
- (5) 卷…種間。
- (6) 之…慈文。
- (7) 請…種内東慈真清。
- (8) 只…真唯。
- (9) 月日…真日月。
- (10) 書…東旨。
- (11) 事…内事必。
- (12) 只…真但。
- (13) 可…種なし。
- (14) 文…種又。

- (15) 書之…種なし、慈手之。
- (16) 書…真卷。
- (17) 惶…種輕。
- (18) 恐…内必。
- (19) 惶…種輕。
- (20) 謹言…内真齊々。
- (21) 同…真輩。
- (22) 代…種内慈代又。
- (23) 注…種註。
- (24) 言…内云。
- (25) 但…慈なし。
- (26) 卿…種公。
- (27) 書…慈奉。

【訓読】

次に細々に奉る文様

二枚を以てこれを書す。一枚を以て懸紙（一）と為す。別紙を切りてこれを封ず「順にこれを封ず」。其の封の上に名を書すと云云。凡そ封の文に順逆二様有り。順を以て正と為す。順に二遍巻くに短くして不足の時は逆にこれを封ず。別様無しと云云。又た名の下に、或は「上」若くは「奉」。又た請文等書す事、傍らへ寄るべからず。只だ正しくは又た時付をば旨（三）と奥の月日の下に書き付く。而も忘却して無くんば、若しは封了る時は、上書（五）の下の左にこれを書す。「御侍方」と書す所なりと云云。凡そ時付の状の返事には、必ず又た時付を為すべきなり。其の外は只だ「今」と、書状（七）には又た時付有るべしと云云。又た奥の上の所には立文に必ず書すべし。

封文には用否、意に任せ「進上（八）」・「謹上」・「上中下の人これを書す」。又た「謹奉」と書す事有り。但だ近代は常に書さざるなり。「恐惶」・「謹言」と。「恐惶」・「謹言」「以上、敬ふ人」。「恐々」・「謹言」「等同」。「如件」・「以状」・「謹状」・「不具」・「不宣」「下輩」。但だ「以状」と近代は書さず「と云々」。

又た貴人に奉つるの状には、名を真に墨黒に書すべしと云云。最も注状（九）には「追言上」「敬ふ人」、「上申」・「上啓」「等同」、奥には重ねて「謹言」、これ常の事なり。但だ関白家並びに基親卿の家にはこれを書さずと云云。

【注釈】

(1) 懸紙…(かけがみ)。院宣等の正式の文書は通常、本紙・礼紙・封紙の三紙によってできている。このうち本文が書かれているのが本紙で、それをまた別の紙を重ねて折りたたむ。これを礼紙という。そして、別の紙で包み、必要に応じて封をするのが封紙である。この封紙は紙を堅にして使うので立紙(立文)ともいわれる。一般的にはこの封紙を懸紙という。しかし、これを運び届ける者

がさらに上から紙に包むことがあり、これを包紙という。以上、都合四枚の紙のうち、本紙以外を懸紙(掛紙)と呼ぶ可能性も指摘される。ここでは礼紙のことを指していると考えられる。

- (2) 請文…(うけぶみ)。古文書の一形式で、ある事柄について報告をし、またある事柄を確実に実行することを約束するための承諾を内容とする文書である。「請」の字には「申請」と「承諾」の二つの意味があるが、中世以降、前者を意味する文書の名称は、「申状」・「訴状」・「軍忠状」等の上申文書となり、「請文」は、主に後者を指すようになる。平安中期以降、「御教書謹以承候了」などと始まり、「恐々謹言」と終わる形式のものが見られるようになる。これらには、「請」「奉」「承」という請文を表す言葉が見られ、下付と違って宛名は記さず、差出書の下に小さく「請文」と記したり、差出人の花押を裏に据えたりする裏判という様式がある。いずれも請文は上級の権力者に捧げられることから、非常に丁重な書式をとるとされる。

- (3) 時付…(ときづけ)。文書にその文書の書かれた時刻を書き付けること。

- (4) 奥…文書の末尾の部分を指し、最末尾に書かれる文書の素性が示された文を奥書と称す。

- (5) 上書…(うわがき)。一般に書状、書籍、箱などの表面に文字を書くことをいい、文書においては、特にその宛名のことをいう。

- (6) 御侍方…書状において宛名の左下に書き添えて敬意を表す語句の一例で、これを脇付という。また、この脇付に先方の居所を細字にて書き付けることを肩書という。

- (7) 書状…書状は、私的文書の代表的なもので、通告や命令や申請といった公的文書に対し、書簡・消息・手紙といった類のものを指す。

- (8) 封文…封紙のこと。書状に用いる料紙のうち、本紙・札紙に対し、封をするための紙を封紙という。

紙を切つて縦に使うため、立紙・豎紙ともいい、本紙・札紙を巻き付けるため、懸紙・掛紙・表巻・上巻などと称す。

(9) 進上…文書の宛名の上所の一例。書状などの宛名の上に書き付ける恐惶謹言の類を指す。以下、謹上から不宣まで、相手の身分による使い分けを示す。

(10) 上中下人…自身の身分に対する相手方の身分の高さを指す。

(11) 近代…最近、近年ということ。

(12) 注状…(ちゅうのじょう)。注文のこと。すなわち軍忠状のことを指していると思われる。文書の一形式で、合戦などで自身の軍における功績を主将に上申し、その承諾を受けて後日、論功行賞の証拠や家門の名誉のために保存されるもの。

(13) 基親卿…平基親たいらのもとちか(一一五一〜?)のこと。平安末く鎌倉初期の廷臣で、『官職秘抄』の編集者とされる。民部卿親範の子にして、母は若狭守高階泰重の女。保元三年(一一五八)正月、蔵人所の雑色から蔵人に補され、次いで叙爵、同四月、出雲守に任じた。平治元年(一一五九)伯耆守に遷任。永暦元年(一一六〇)従五位上。仁安二年(一一六七)勘解由次官に任じ、同三年、正五位下。承安二年(一一七二)中宮大進を、安元元年(一一七五)蔵人を兼ね、治承三年(一一七九)更に右少弁に任じたが、同十一月、平清盛によるクーデターによつて解官された。寿永二年(一一八三)右少弁に還任。翌元暦元年(一一八四)左少弁に転じ、文治元年(一一八五)十二月、権右中弁に任ぜられ、同二年二月従四位下に昇り、同十二月、右中弁。同三年、修理右宮城使に任じた。同四年正月従四位上に叙され、同十月、右大弁。同五年正月正四位下となり、同七月、左大弁に転じた。文治六年十月、従三位兵部卿に叙任された。この間、文治二年閏七月宇佐実検使、同三年率

分所勾当、装束司を務めている。建永元年（一二〇六）出家。法然上人に帰依し、毎日念仏を五万遍唱えたという。

【解説】

書状や消息を認める際の体裁である「書札礼」に関する事柄について解説を施す一連の条目である。ここでは各階級へ奉る文章について、先方へ敬意を表すために宛名の上に書き添える「上所」じょうじょうについて、その書き方が扱われている。

具体的には、二枚の紙を用い、そのうちの一枚を懸紙として使い、また別の紙を使つて時計回りに巻き付けて封とする。その封に上書文書を書く。そして正式には、二度時計回りに巻き付けるが、足りない場合は逆回りに巻き付けてもよいとされる。その他の方法はとらない。また、宛名の下に「上」たてまつるもしくは「奉」うけたまうと書く。また、「請文」については、一方に寄ることなく書き、書かれた時間をその内容と末尾の月日の下に書く。もし忘れてしまえば既に封をしてしまった場合は、上書の下に左に書くことされる。「御侍方」などと脇付を書く箇所である。

時付のある文書の返信には必ず時付を記載する。それ以外は単に「今」と記載すればよい。基本的に書状には、時付を記載すべきものである。末尾の上の箇所には、立紙に必ず書くべきものとされる。

封紙に記載するかについては、その時々でよいが以下、「進上」や「謹上」などと書くことされる。これらは先方が自身の身分の上中下に関わらず、どの人にも用いてもよい。「謹奉」とは近年書かれることはあまり無いとされる。「恐惶」や「謹言」は敬うべき人に対するものである。「恐々」や「謹言」は身分が同等の相手に用いられる。そして、「以状」・「謹状」・「不具」・「不宣」などは、自身より身分の下の方に

対し用いられるが、近年は「以状」と書かれることは無いとされる。

また、身分が貴い人物に対しては、黒い墨を用いて、真に、つまり楷書体で宛名を書くように定められている。

また、軍忠状については、敬うべき人物に対しては「追言上」、身分同等の者に対しては「上申」・「上啓」などと書き、末尾に「謹言」と書き添える。これらは通常の体裁と同じである。しかし、関白家と基親の家流に限っては、これらを用いないとされる。

(小宮俊海)

【本文】

又進⁽¹⁾女⁽²⁾房之許⁽³⁾一文様

以⁽³⁾二枚⁽⁴⁾書⁽⁵⁾之。又以⁽³⁾二枚⁽⁴⁾立⁽⁶⁾文之上引⁽⁷⁾墨⁽⁸⁾云。礼紙無⁽⁹⁾之。上書⁽¹⁰⁾仮名可⁽¹¹⁾書也。但主名俗仮名、僧真名可⁽¹²⁾書⁽¹³⁾之。奥月日名共不⁽¹⁴⁾書⁽¹⁵⁾之。敬人之許⁽¹⁶⁾穴賢可⁽¹⁷⁾書。次々⁽¹⁸⁾只書終計也⁽¹⁹⁾。凡有⁽²⁰⁾二密事⁽²¹⁾状、中封可⁽²²⁾立⁽²³⁾文⁽²⁴⁾。雖⁽²⁵⁾遠所之消息、無⁽²⁶⁾二密事⁽²⁷⁾、無⁽²⁸⁾其義⁽²⁹⁾云々。

【校勘】

海に該当箇所なし。

(1) 女⁽²⁾種如。

(2) 之⁽³⁾種⁽⁴⁾東⁽⁵⁾なし。

(3) 宜⁽⁴⁾慈⁽⁵⁾宜。

(4) 不⁽⁵⁾真⁽⁶⁾可。

(5) 只⁽⁶⁾真⁽⁷⁾唯。

(6) 計⁽⁷⁾内⁽⁸⁾慈⁽⁹⁾真⁽¹⁰⁾斗。

【訓読】

又た女房の許へ進まひらす文様

二枚を以てこれを書す。又た二枚を以て立文の上に墨を引くと云云。礼紙これ無し。上書は仮名に書すべきなり。但だ主の名に俗は仮名、僧は真名を宜しきとすべしと云云。奥には月日と名と共にこれを書さず。敬ふ人の許へは「穴賢」⁽¹⁾と書すべし。次々には只だ書し終る計りなり。凡そ密事有る状をば、中を封じて立文とすべし。遠所の消息と雖も、密事無くんば、其の義無しと云云。

【注釈】

- (1) 穴賢…(あなかしこ)。恐れ多いという意味で、書状・消息の書き止めに用いられる語句である。
(2) 密事…秘密にしたい事柄のこと。

【解説】

本条は、女性のもとへ献ずる文書の体裁についてである。やはり二枚の紙を用いて書かれる。そして、もう二枚の紙を使って立文の上に線を墨書する。礼紙は用いず、上書は仮名書きにて書く。そして、差出人の名を俗人であれば仮名で書き、僧侶の場合は真すなわち楷書体にて書くのがよしとされている。

末尾の月日と署名はともに書かれることはない。敬うべき人物に対してはその宛名の下に「穴賢」と書くべきであるとされる。あとは、つらつらと書き記して終わるばかりである。もし秘密にしたい事柄を書く場合は、中に封をして、立紙とする。たとえ遠方からの手紙であっても、特に秘密にしたい内容がない場合は、そのようなことをする必要はないという。

(小宮俊海)

【本文】

平出闕事⁽¹⁾⁽²⁾

禪定院・太上天皇・皇帝・陛下、如⁽¹⁾此御名皆平出⁽⁵⁾云。綸言・宣旨・叡慮等、如⁽⁶⁾此事只闕字⁽⁹⁾云。凡闕字⁽¹³⁾皇后・帝王・太上天皇等書也。親王不⁽¹⁰⁾書云。況凡人乃至師主、皆不⁽¹¹⁾闕字⁽¹⁾云。但近代親王等、間有⁽¹²⁾闕字⁽¹³⁾一歟。可⁽¹⁾尋⁽²⁾之。

【校勘】

⑤に該当箇所なし。

(1) 出…種(東)書。

(2) 闕…慈欠。

(3) 上…真元。

(4) 御…種なし。

(5) 出…種(東)書。

(6) 綸…種(慈)注倫、(慈)論。

(7) 言…慈(真)旨。

(8) 只…真唯。

(9) 闕…慈欠。

(10) 不…真可。

(11) 闕…慈欠。

(12) 但…真但。

(13) 闕…慈欠。

【訓読】

平出闕の事

禪定院⁽¹⁾・太上天皇⁽²⁾・皇帝⁽³⁾・陛下⁽⁴⁾、此くの如き御名⁽⁵⁾は皆な平出⁽⁶⁾すと云。綸言⁽⁷⁾・宣旨⁽⁸⁾・叡慮等⁽⁹⁾、此くの如

き事は只だ闕字⑩するのみと云云。凡そ闕字は皇后・帝王・太上天皇等に書すなり。親王には書せずと云云。況んや凡人乃至師主⑪、皆な闕字せずと云云。但だ近代には親王等、間ま闕字すること有るか。之を尋ぬべし。

【注釈】

(1) 禅定院…法皇のこと。禅定仙院の略。太上天皇、禅定法皇などともいう。讓位した太上天皇(上皇)のうち、出家入道した場合の称号。仙院とは上皇や法皇の御所を指し、転じて上皇や法皇の別称として用いられる。

(2) 太上天皇…上皇のこと。天皇が後継者に讓位した後に贈られる称号。

(3) 皇帝…天皇の別称。秦始皇帝により創始され、中国では天子とならぶ君主号として用いられた。日本の『養老儀制令』では、外交で用いる称号と定められている。『同令』に「天子(祭祀所^レ称)、天皇(詔書所^レ称)、皇帝(華夷所^レ称)、陛下(上表所^レ称)、太上天皇(讓位帝所^レ称)、乘輿(服御所^レ称)、車駕(行幸所^レ称)」(大系二二・二〇五頁)とある。

(4) 陛下…天皇の尊称。秦以来、中国の皇帝の敬称として用いられた。日本では『養老儀制令』にて、天皇に上奏する際の尊称と定められた。

(5) 御名…天皇の名前。

(6) 平出…最高度の敬意を込めるべき語を文中に用いる際、改行して行頭にその語を置く作法。中国で發達し、日本でも採用された。『養老公式令』(大系二二・二五〇～一頁)では、皇祖・皇祖妣・皇考・皇妣・先帝・天子・天皇・皇帝・陛下・至尊・太上天皇・天皇諡・太皇太后・皇太后・皇后の

十五語について、平出するよう定めている。

- (7) 綸言…天皇の仰せ。みことのり。『礼記』『緇衣』に「王言如_レ糸、其出如_レ綸、王言如_レ綸、其出如_レ綵」(『新釈漢文大系』二九・八三九頁)とあり、天子の仰せは初め糸のように細くとも、一たび出でて天下に伝えられる時には、絹糸をより合わせた綸のように太くなるということによる。また『令義解』『公式令』の注に「詔書・勅旨、同是綸言。但臨時大事為_レ詔。尋常小事為_レ勅也」(大系二二・二二七頁)とある。

- (8) 宣旨…天皇の命令。みことのり。中国では中書を経ないで、直ちに下される勅を宣といった。また日本では、勅旨または上宣(上卿の命令)を、外記または弁官を経て伝宣する下達文書を指す。

- (9) 叡慮…天皇の御意。みこころ。叡は深く事理に通ずることを意味し、特には天子の言語動作にそえる語として用いられる。『和漢三才図会』『人倫類』に「叡、深明通達也。叡覽・叡聞・叡感・叡慮等、皆用_二天子事_一也」(東京美術・九四頁)とある。

- (10) 闕字…敬意を込めるべき語を文中に用いる際、その語の上を一字分空白にする作法。平出よりも扱いは軽い。中国で發達し、日本でも採用された。『養老公式令』(大系二二・二五一〜二頁)では、大社・陵号・乗輿・車駕・詔書・勅旨・明詔・聖化・天恩・慈旨・中宮・御・闕庭・朝廷・東宮・皇太子・殿下の十七語に類する語について、闕字するよう定めている。

- (11) 皇后…天皇の嫡妻の称号。

- (12) 親王…天皇の子息・兄弟の称号。女子の場合は内親王と称す。天皇直近の親族として位階・位田・位封等で特別の待遇を受けたが、臣下の大臣と同格視された。平安初期以降は、特定の者のみが親王宣下を受けて親王(内親王)となることが慣例化した。

(13) 凡人…並の人、普通の人。

(14) 師主…学問や技術を教える先生。特に仏道を説き弟子を導く師匠を指す。

(15) 近代…近ごろ、最近。

【解説】

公式様文書をはじめ各種の文書において、天皇や貴人に敬意を表すために用いる「平出」と「闕字」の書式について述べている。

「皇帝」「太上天皇」など、天皇や院の御名は、すべて平出する（改行して行頭にその語を置く）が、「宣旨」「勅慮」など、詔勅や意向に関する語の場合には、闕字する（その語の上を一字分空白にする）のみであるという。また闕字は主として天皇や皇后、上皇、皇太子などに関する語が対象であり、親王には用いず、まして臣下や師主にも闕字はしないと述べている。ただし近ごろ、親王などにも闕字する場合があります、不審を問うべきとしている。

平出や闕字の作法は、唐の公式令に倣って日本でも採用され、古代の『養老公式令』に規定がある。それ以来、これに準じて各種の文書で広く用いられたが、中世には公文書の変化を反映して、平出や闕字の対象が広がった。つまり天皇や院の詔勅や意向などに関する語も平出されるようになり、また親王や撰関などにも闕字が用いられることもあった。本条の内容は、そうした書式の変化を背景としているといえよう。

（小林崇仁）

【本文】

文箱事

此又有二様⁽¹⁾。奉⁽²⁾貴人之許⁽³⁾文箱、枕裏様⁽⁴⁾以紙⁽⁵⁾裹⁽⁶⁾、封シメヲ上アテ、其上表書可⁽⁷⁾為⁽⁸⁾也。又下我名書事、如⁽⁹⁾常。封字尻頭並⁽¹⁰⁾二書⁽¹¹⁾之。其体⁽¹²⁾封⁽¹³⁾。如⁽¹⁴⁾此、ユカメテ可⁽¹⁵⁾書⁽¹⁶⁾云。若⁽¹⁷⁾文箱細⁽¹⁸⁾二字難⁽¹⁹⁾並⁽²⁰⁾、一字又無⁽²¹⁾難⁽²²⁾云。次遣⁽²³⁾二人許⁽²⁴⁾文箱、紙一寸許切尻頭中卷也。中ノツキメヲハ上右方アツ。上下ツキメヲハ左方コレヲアツヘシ。其三所封シメ上、封字如⁽²⁵⁾前、ユカメテ一ツ、可⁽²⁶⁾書⁽²⁷⁾云。尻頭如⁽²⁸⁾先、広⁽²⁹⁾二、狭⁽³⁰⁾一、ユカメテ可⁽³¹⁾書⁽³²⁾字也。表書如⁽³³⁾先。凡文箱必⁽³⁴⁾以紙⁽³⁵⁾裹⁽³⁶⁾之。用⁽³⁷⁾檀紙⁽³⁸⁾是非説也⁽³⁹⁾云。フリタ⁽⁴⁰⁾、ミテ破⁽⁴¹⁾故⁽⁴²⁾云。

【校勘】

海に該当箇所なし。

- (1) 有⁽¹⁾種⁽²⁾なし。
- (2) 裹⁽³⁾真⁽⁴⁾裏⁽⁵⁾。
- (3) 裹⁽⁶⁾真⁽⁷⁾裏⁽⁸⁾。
- (4) メヲ⁽⁹⁾種⁽¹⁰⁾今⁽¹¹⁾。
- (5) テ⁽¹²⁾底⁽¹³⁾ケ、種⁽¹⁴⁾内⁽¹⁵⁾東⁽¹⁶⁾慈⁽¹⁷⁾真⁽¹⁸⁾により改む。
- (6) 為⁽¹⁹⁾慈⁽²⁰⁾書⁽²¹⁾、慈⁽²²⁾注⁽²³⁾為⁽²⁴⁾イ。
- (7) ユカ⁽²⁵⁾種⁽²⁶⁾方⁽²⁷⁾。
- (8) 書⁽²⁸⁾真⁽²⁹⁾書⁽³⁰⁾也。
- (9) 文⁽³¹⁾底⁽³²⁾種⁽³³⁾内⁽³⁴⁾慈⁽³⁵⁾真⁽³⁶⁾又、東⁽³⁷⁾により改む。
- (10) 云⁽³⁸⁾慈⁽³⁹⁾云⁽⁴⁰⁾可⁽⁴¹⁾書⁽⁴²⁾云⁽⁴³⁾若⁽⁴⁴⁾又箱細⁽⁴⁵⁾二字難⁽⁴⁶⁾並⁽⁴⁷⁾一字又無⁽⁴⁸⁾難⁽⁴⁹⁾云⁽⁵⁰⁾、慈⁽⁵¹⁾注⁽⁵²⁾已⁽⁵³⁾下十九字イ本无⁽⁵⁴⁾。
- (11) 次遣⁽⁵⁵⁾底⁽⁵⁶⁾種⁽⁵⁷⁾内⁽⁵⁸⁾東⁽⁵⁹⁾遣⁽⁶⁰⁾次⁽⁶¹⁾、慈⁽⁶²⁾真⁽⁶³⁾により改む。
- (12) 卷⁽⁶⁴⁾種⁽⁶⁵⁾局⁽⁶⁶⁾。
- (13) ノ⁽⁶⁷⁾底⁽⁶⁸⁾内⁽⁶⁹⁾メ、種⁽⁷⁰⁾東⁽⁷¹⁾慈⁽⁷²⁾真⁽⁷³⁾により改む。
- (14) キ⁽⁷⁴⁾東⁽⁷⁵⁾慈⁽⁷⁶⁾ギ⁽⁷⁷⁾。
- (15) ツ⁽⁷⁸⁾種⁽⁷⁹⁾テ⁽⁸⁰⁾。

(16) キ…真ギ。

(17) 〃…真なし。

(18) カ…真ガ。

(19) 裹…真裹。

(20) フ…慈一。

(21) タ、ミ…(底種内慈タミ、東タ、レ、真により改む。

(22) 故…(種東慈真故也。

【訓読】

文箱の事^①

此に又た二様有り。貴人の許へ奉る文箱をば、枕裹様に紙を以て裹み、封じめを上にあてて、其の上に表書きを為すべきなり。又た下に我が名を書す事、常の如し。封字をば尻と頭とに並べて二つこれを書す。

其の体は「封^封」なり。此くの如く、ゆがめて書すべしと^{云云}。若し文箱細くして二字並べ難きをば、一字も又た難ずること無しと^{云云}。

次に人の許へ遣はず文箱をば、紙を一寸許りに切りて尻頭中を巻くなり。中のつぎめをば上の右方にあつ。上下のつぎめをば左方にこれをあつべし。其の三所の封じめの上に、封字を前の如く、ゆがめて一つづつ書すべしと^{云云}。尻頭には先の如く、広くは二つ、狭くは一つ、ゆがめて封字を書すべきなり。表書きは先の如し。

凡そ文箱をば必ず紙を以てこれを裹む。檀紙^⑦を用ふるは是れ非説なりと^{云云}。ふりたたみて破るる故なりと^{云云}。

【注釈】

- (1) 文箱…願文や手紙などを入れておく箱。また、書状などを入れて、届けるために持ち運ぶ箱。
- (2) 貴人…身分や地位が高い人。日本の律令制では、三位以上の官人を「貴」、五位以上の官人を「通貴」と称す。
- (3) 枕裏様…貴人へ奉る文箱を紙で包む際の様式。平安末期成立とされる『消息耳底秘抄』に「一文箱封様。紙ヲ文箱ノ広サニ切テ敷_レ之。消息ヲ納テ。蓋ヲ覆テ。紙捻ヲ以テ中一所ヲ結_レ之。其上紙ノ裏ノ方ヲ面ニシテ裏_レ之。紙ノ端ヲ文箱ノ面ノ左ノ廉ニ充テ。其左右ヲ両方ヨリ押合テ相計テ横ニ切_レ之。折目ノ角ヲバ。枕ヲ裏タル様ニ可_二計卷_一也。折目ノ端ニ続飯ヲ付テ書封也。頸封ヲバ取返テ可_レ書也」(群書九・五八九頁)とある。
- (4) 封じめ…封じ目。とじて封をした所。
- (5) 表書き…手紙・書物・箱などの表面に書いてある文字。特に手紙の宛名のこと。
- (6) 次人…(底)(種)(内)(東)は「次人の許へ」とする。貴人に対してそれに次ぐ地位の人を「次人」と称す可能とも考えられるが、そうした用例が他に見られないため、ここでは(慈)(真)に従い、「次に人の許へ」とした。
- (7) 檀紙…日本紙の一種。厚手で、ちりめんのように細かく寄った皺がある。包装・表具・文書などに用いる。もとは檀(まゆみ)の樹皮から作った。

【解説】

書状などを入れ、人のもとへ届ける文箱に関して、その包みと封について二種の様式を挙げている。

まず貴人へ奉る文箱は、紙を用いて枕を裹む様に包み、封じ目を上にして、その上に表書きを書き、下に自分の名前を書く。さらに上部と下部とに並べて二つ封字を書くが、その書式は「封^封」のように歪めて書くという。ただし文箱が細くて二字を並べることが難しい場合は、一字でもよいとする。

次に人へ遣わす文箱は、紙を一寸ほどに切つて、箱の上・中・下部を巻き、中の継ぎ目を上の右方に当て、上と下の継ぎ目を左方に当てるとする。その三箇所の封じ目の上にも封字を書くが、尻と頭には、広ければ二字、狭ければ一字で封字を書すべきという。一般的に文箱は、必ず紙を用いて包むとされる。ただし檀紙は破れることがあるので、用いないとする。

以上、巻第二の前半部分は、まず冒頭に諸経論からの抜き書きがあり、次いで文学や書式に関する事項（作文、詠歌、連句、連歌、願文、雑書曆、消息）についての記述がある。底本および諸写本の記載からして、もともと当巻は「作文事」より始まり、冒頭の抜き書きの箇所は後から付け加えられたと考えられる。また真言宗全書本の底本には、本条の「文箱事」の終りに、「已上第二卷了—嗟峨本 校本此次十二卷了二丁入。問。公家仙洞院御書之方如何」との奥書があり、本条をもつて第二卷が終わる本（嗟峨本）もあつたことが想定される。

（小林崇仁）